

令和 4 年度版
(令和 3 年度実績)

知 立 の 環 境

知 立 市

目次

I	知立市の概況	
1	市の概況	1
II	環境行政	
1	環境行政機構	3
2	公害防止活動	4
3	法の体系	5
4	公害防止協定	6
5	市の公害防止指導基準	7
①	水質	8
②	大気	9
③	騒音	9
④	振動	9
⑤	悪臭	10
6	届出の状況	11
①	大気汚染関係	11
②	水質汚濁関係	12
③	騒音関係	12
④	振動関係	13
⑤	悪臭関係	14
⑥	地盤沈下関係	14
III	公害苦情	
1	公害苦情の状況	15
①	典型7公害の苦情	15
②	土地の適正管理に係る苦情	16
IV	大気汚染	
1	大気汚染の概況	17
2	大気汚染測定地点	18
3	大気汚染測定結果	19
①	県大気汚染測定局	19
②	二酸化硫黄調査（期間調査）	20
③	デポジットゲージ法による降下ばいじん量	22
④	ダイオキシン類大気環境調査	23
⑤	一酸化炭素調査	23
⑥	クリーンセンター環境測定結果	23
V	水質汚濁	
1	水質汚濁の概況	24
①	人の健康の保護に関する環境基準	24
②	生活環境の保全に関する環境基準（河川）	25
2	河川水質採水地点	26
3	河川水質測定結果	27
①	主要河川水質測定結果	27
②	その他河川水質測定結果	30
③	ダイオキシン類水環境（水質）調査	31

VI	騒音・振動	
1	騒音・振動の概況	3 2
①	環境基準	3 3
②	特定工場等の規制基準	3 4
③	特定建設作業の規制基準	3 5
④	航空機からの拡声機騒音の規制	3 6
⑤	拡声機騒音（航空機からのものを除く）の規制	3 6
⑥	深夜営業騒音の規制	3 7
⑦	深夜における音響機器の使用規制	3 7
⑧	風営法に係る規制	3 8
⑨	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	3 8
⑩	自動車騒音・道路交通振動の要請限度	3 9
2	騒音・振動測定結果	4 0
	自動車騒音・道路交通振動	4 0
3	自動車騒音常時監視調査及び面的評価	4 3
VII	悪臭・地盤沈下	
1	悪臭の概況	4 4
①	悪臭防止法	4 4
②	県民の生活環境の保全等に関する条例	4 4
2	地盤沈下の概況	4 7
VIII	土 壌 汚 染	
1	土壌汚染の概況	4 8
IX	環 境 啓 発	
1	生活排水対策	4 9
2	食用廃油回収事業	5 0
X	補 助 金 交 付 事 業	
1	浄化槽設置整備費補助事業	5 1
2	住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業	5 2
XI	知立市電気自動車等充電スタンド運用事業	
1	充電スタンドの概要と運用	5 4
XII	知立市温室効果ガス(CO₂)排出量	
1	知立市温室効果ガス(CO ₂)算定基準	5 5
2	知立市温室効果ガス(CO ₂)排出量の算出結果	5 5
	用 語 解 説	
	用語解説	5 6
	資 料	
	知立市環境基本条例	6 1
	知立市環境審議会規則	6 4
	知立市あき地環境保全条例	6 5
	知立市環境美化推進条例	6 6

I 知立市の概況

1 市の概況

知立市は愛知県のほぼ中央に位置し、東西最長5.8km、南北最長4.6kmの菱形上の市域で、名古屋市から東南に約25kmの位置にあります。

地形は平坦で山はなく、気候は温暖です。

愛知県の主要都市を結ぶ中間点で交通の要衝として、また名古屋市などへの都市通勤者の住宅都市として発展してきました。

産業の特色としては、自動車関連の中小下請企業が多くあります。

【市の大きさ】

面積	16.31km ²
----	----------------------

【市役所の位置】

東 経	137度3分2秒
北 緯	35度0分5秒
標 高	15m

【人 口】

総 人 口	72,011人
男	38,035人
女	33,976人
世 帯 数	32,805世帯

(令和4年3月31日現在)

【知立市全図】



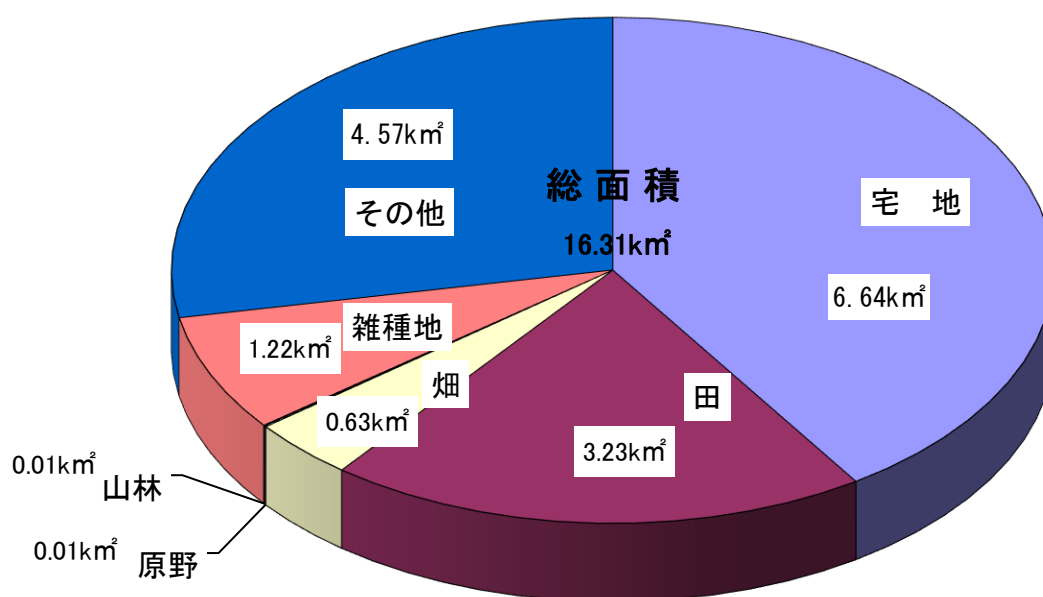
【市街化用途区域面積】

区 分	面積 ha	構成比 %
市 街 化 区 域	1,081.0	66.28
第1種低層住居専用地域	75.0	4.60
第1種中高層住居専用地域	279.0	17.11
第2種中高層住居専用地域	6.8	0.42
第1種住居地域	493.0	30.23
第2種住居地域	15.0	0.92
準住居地域	13.0	0.80
近隣商業地域	26.2	1.61
商業地域	26.0	1.59
準工業地域	58.0	3.56
工業地域	89.0	5.46
市街化調整区域	550.0	33.72
総面積	1,631.0	100.00

(令和4年3月31日現在)

※「知立市の都市計画 令和4年度版」より

【土地利用状況】

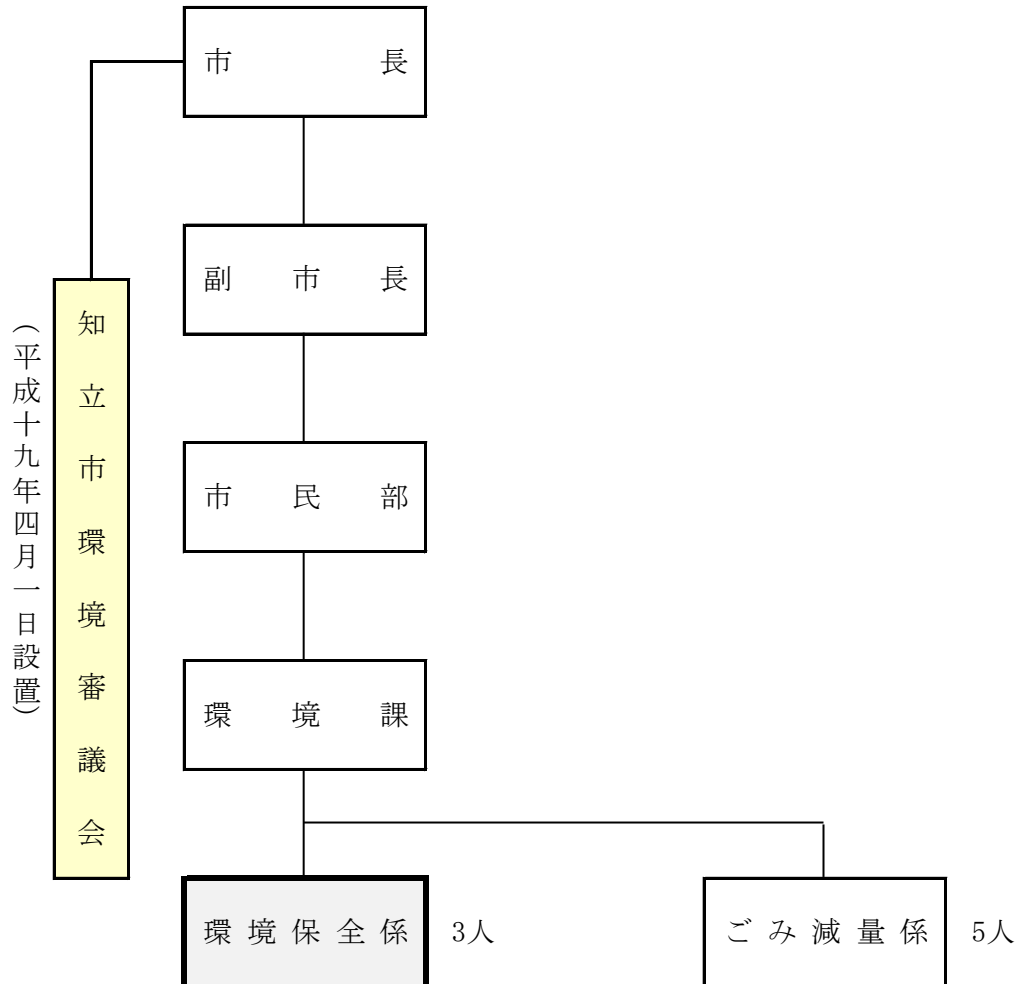


(令和4年1月1日現在)

Ⅱ 環 境 行 政

1 環 境 行 政 機 構

(令和4年3月31日現在)



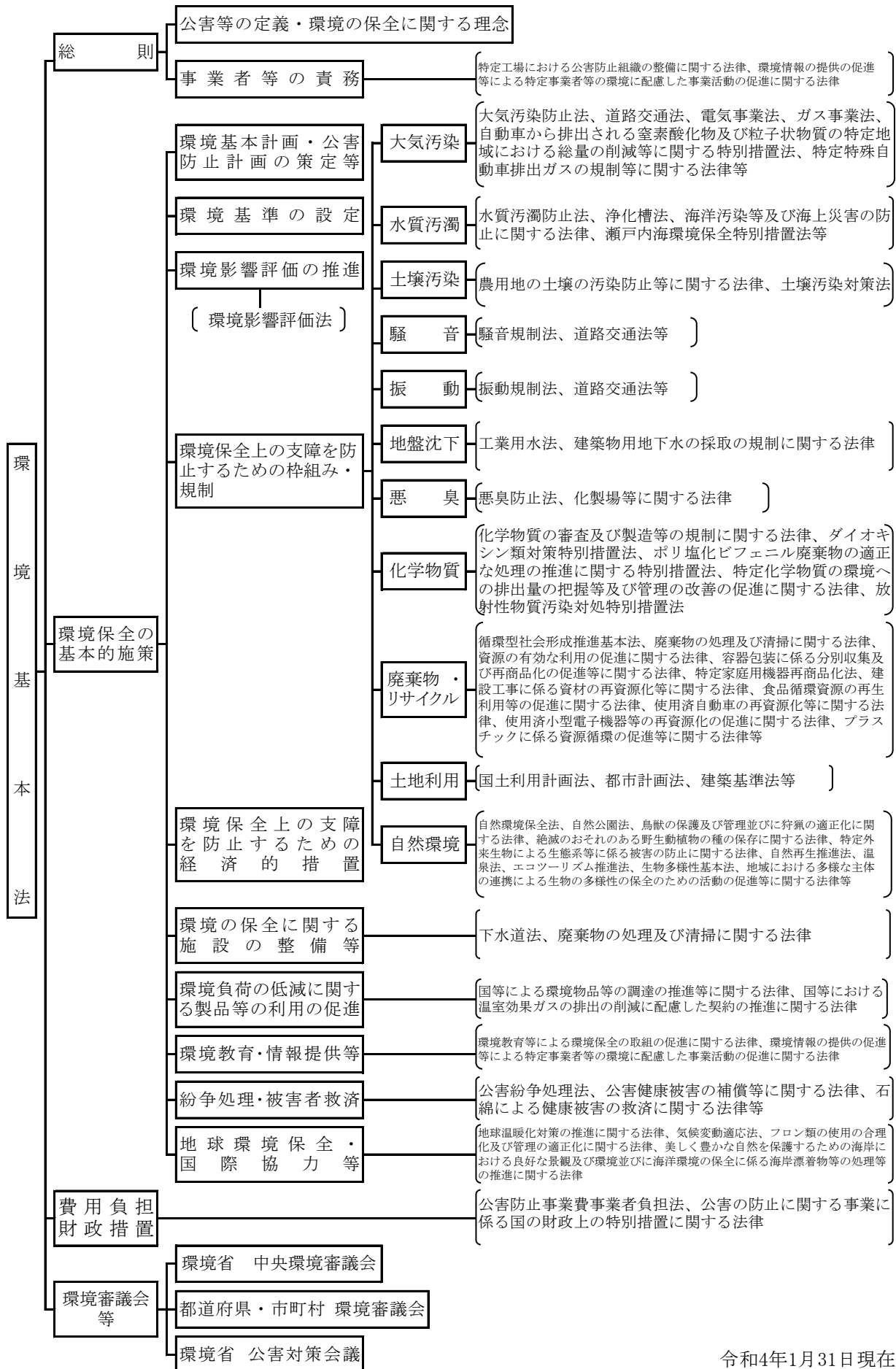
- 1 犬の登録、狂犬病予防に関すること。
- 2 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可に関すること。
- 3 環境衛生事業に関すること。
- 4 公害に関する調査及び相談に関すること。
- 5 騒音、振動及び悪臭の規制に関すること。
- 6 雑草等の除去に関すること。
- 7 鳥獣の捕獲及び飼養の許可に関すること。
- 8 環境対策事業に関すること。
- 9 簡易専用水道等の指導に関すること。
- 10 他の係の所管に属さないこと。

2 公害防止活動

【公害防止活動の状況】

	調 査 測 定 区 分	調 査 回 数	個 所 数	調 査 項 目 数
大 気	自 動 測 定 機 に よ る 測 定	年 間 連 続	1	4
	二 酸 化 硫 黄 測 定	2 回 / 年	2	1
	降 下 ば い じ ん 測 定	年 間 連 続	1	7
	一 酸 化 炭 素	1 回 / 年	2	1
水 質	主 要 河 川 水 質 調 査	6 回 / 年	5	5～36
	そ の 他 河 川 水 質 調 査	2 回 / 年	5	8
	工 場 排 水 調 査	1 回 / 年	1	8
騒 音 振 動	自 動 車 騒 音 測 定	1 回 / 年	6	1
	自 動 車 騒 音 常 時 監 視 及 び 面 的 評 価	1 回 / 年	4	1
	道 路 交 通 振 動 測 定	1 回 / 年	2	1
地盤沈下	地 下 水 位 測 定	12 回 / 年	1	1
そ の 他	・ 公害苦情申立による調査、指導、処理 ・ 特定施設（騒音、振動、悪臭）及び特定建設作業の監視等の実施 ・ あき地の環境保全に係る実態調査、指導、勧告 ・ 空家対策法に係る実態調査、指導、勧告			

3 法の体系



令和4年1月31日現在

4 公害防止協定

市は、市内事業所12社12工場と公害防止協定を締結しています。

公害防止協定を締結する理由

- ①公害関係法規を補完し、法規にない独自の指導方法を採用できる。
- ②当該地域の地理的・社会的状況や個別工場等の実態に沿ったきめ細かい公害防止対策を適切に行うことができる。

公害防止協定の内容

- ①法令の規制以下の協定値を設定する。また、法令にない協定値をも設定する。
- ②公害関係施設等の設置、変更などについて事前に協議をする。
- ③事業所自身で水質・騒音等の測定をし、廃棄物の処理状況を合わせてその結果を報告する。

【公害防止協定工場一覧表】

事業所名	産業分類	締結年月日
黒金化成(株)知立工場	化学工業	S50. 2. 17
秋田工業(株)	自動車部品製造業	〃
中村工業(株)	自動車部品の焼付け塗装及びリン酸被膜処理	〃
ブラザー精密工業(株)本社工場	機械器具工業	〃
(株)リケンブラザー精密工業本社工場	機械器具工業	〃
名南熱処理工業(株)	金属熱処理加工業	〃
(有)緒川鍍金工業所	メッキ業	〃
日本特殊塗料(株)愛知工場	塗料製造業	〃
日比野工業(株)	軽金属アルミ部品製造業	S55. 6. 28
豊臣熱処理工業(株)	金属製品熱処理	S56. 2. 6
フタバ産業(株)知立工場	輸送用機械器具製造業	S57. 12. 23
(株)F U J I	電子部品組立機の製造販売	H12. 2. 1

(令和4年3月31日現在)

5 市の公害防止指導基準

昭和59年1月

(目的)

第1条 新規に立地する企業及び既設企業の公害防止協定の締結にあたり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等に関し、地域住民の健康を保護し生活環境の保全を図るため指導基準を定め、これに基づき公害防止協定を締結する。

(公害防止協定締結の条件)

第2条 新規に立地する企業で有害物質排出企業（被覆業、化学薬品業、熱処理業等）

2 従業員50名以上の企業であること。

(水質汚濁防止対策)

第3条 工場排水は公共用水域に定められている排水基準で具体的に別表により基準を定める。

(大気汚染防止対策)

第4条 使用燃料の硫黄含有率0.8（1.5）%以下とする。

2 硫黄酸化物の量をK値で3.5（9.0）以下とする。

（ ）は既設工場

(騒音防止対策)

第5条 用途地域別の規制値よりも5dB（A）下げた値とする。

(振動防止対策)

第6条 用途地域別の規制値を厳守する。

(悪臭防止対策)

第7条 法に定める第1種地域の規制値以下とする。

(土壌の汚染防止対策)

第8条 カドミウム等蓄積性のある有害物質については、工場排水につき検出されないものとする。

(地盤沈下防止対策)

第9条 水利用の合理化などの対策を講ずるものとする。

(別 表)

① 水 質

項 目	排 水 基 準 (許容限度)			市 の 指 導 基 準
	国 の 排 水 基 準	県の排水基準 (衣浦湾・境川等水域)		
		既設の工場または事業場	新設の工場または事業場	
水 素 イ オ ン 濃 度 (P H)	5.8以上8.6以下	—	—	6.0～8.5
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	160mg/ℓ (120mg/ℓ)	25 (20)～160 (120)	25 (20)～90 (70)	25 (20) mg/ℓ
化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	海域及び湖沼のみ (知立市は該当無し)			25 (20) mg/ℓ
浮 遊 物 質 (S S)	200mg/ℓ (150mg/ℓ)	30 (20)～200 (150)	30 (20)～100 (80)	30 (20) mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 5mg/ℓ	2～5 mg/ℓ	2 mg/ℓ	2 mg/ℓ
〃	動植物油脂類 30mg/ℓ	5～20 mg/ℓ	10 mg/ℓ	10 mg/ℓ
フ ェ ノ ール 類 含 有 量	5 mg/ℓ	1 mg/ℓ	1 mg/ℓ	検出されないこと
銅 含 有 量	3 mg/ℓ	1 mg/ℓ	1 mg/ℓ	0.5 mg/ℓ
亜 鉛 含 有 量	2 mg/ℓ	—	—	2 mg/ℓ
溶 解 性 鉄 含 有 量	10 mg/ℓ	該当無し	該当無し	3 mg/ℓ
溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量	10 mg/ℓ	該当無し	該当無し	3 mg/ℓ
ク ロ ム 含 有 量	2 mg/ℓ	—	—	1.5 mg/ℓ
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	8 mgF/ℓ	—	—	5 mg/ℓ
大 腸 菌 群 数	日間平均3,000個/cm ³	—	—	日間平均1,000個/cm ³ 以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mgCd/ℓ	—	—	検出されないこと
シ ア ン 化 合 物	1 mgCN/ℓ	—	—	検出されないこと
有 機 磷 化 合 物	1 mg/ℓ	—	—	検出されないこと
鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1 mgPb/ℓ	—	—	0.1 mg/ℓ
六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.5 mgCr(VI)/ℓ	—	—	0.3 mg/ℓ
砒 素 及 び そ の 化 合 物	0.1 mgAs/ℓ	—	—	検出されないこと
水 銀 及 び ア ル キ ル 水 銀 そ の 他 の 水 銀 化 合 物	0.005 mgHg/ℓ	—	—	検出されないこと
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物	検出されないこと	—	—	検出されないこと
P C B	0.003 mg/ℓ	—	—	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.2 mg/ℓ	—	—	—
四 塩 化 炭 素	0.02 mg/ℓ	—	—	—
1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.04 mg/ℓ	—	—	—
1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 mg/ℓ	—	—	—
シ ス 1,2 ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.4 mg/ℓ	—	—	—
1,1,1- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	3 mg/ℓ	—	—	—
1,1,2- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.06 mg/ℓ	—	—	—
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/ℓ	—	—	—
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/ℓ	—	—	—
1,3- ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.02 mg/ℓ	—	—	—
チ ウ ラ ム	0.06 mg/ℓ	—	—	—
シ マ ジ ン	0.03 mg/ℓ	—	—	—
チ オ ベ ン カ ル プ	0.2 mg/ℓ	—	—	—
ベ ン ゼ ン	0.1 mg/ℓ	—	—	—
1,4- ジ オ キ サ ン	0.5 mg/ℓ	—	—	—
ほ う 素 及 び そ の 化 合 物	10 mgB/ℓ	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ℓ	—	—	—
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.1 mgSe/ℓ	—	—	—

- ※ ・ () 内は日間平均
 ・ 別途、暫定排水基準が存在
 ・ 水素イオン濃度、大腸菌群数以外の数値の単位はmg/ℓ以下

② 大 気

硫 黄 酸 化 物 排 出 規 制 値 (K値)		燃 料 使 用 基 準 (硫黄含有率)
国の規制値	市の指導基準	市 の 指 導 基 準
9.0	新規工場 3.5 既設工場 9.0	新規工場 0.8% 既設工場 1.5%

③ 騒 音

(単位はdB)

基 準		国 ・ 県 の 規 制 基 準			市 の 指 導 基 準		
地域別	時間の区分	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌6時	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌6時
第1種・第2種低層住居専用地域		45	40	40	40	35	35
第1種・第2種中高層住居専用地域							
第1種・第2種住居、準住居地域		50	45	40	45	40	35
近隣商業・商業及び準工業地域		65	60	50	60	55	45
工 業 地 域		70	65	60	65	60	55
そ の 他 の 地 域		60	55	50	55	50	45

④ 振 動

(単位はdB)

基 準		国 ・ 県 の 規 制 基 準		市 の 指 導 基 準	
地域別	時間の区分	7時～20時	20時～翌7時	7時～20時	20時～翌7時
第1種・第2種低層住居専用地域		60	55	60	55
第1種・第2種中高層住居専用地域					
第1種・第2種住居、準住居地域		65	55	65	55
近隣商業・商業及び準工業地域		65	60	65	60
工 業 地 域		70	65	70	65
そ の 他 の 地 域		65	60	65	60

⑤ 悪 臭（特定悪臭物質の濃度に係る規制基準）

（単位はppm）

物 質 名	敷地境界線における規制基準			臭 い の 特 徴
	第1種地域	第2種地域	第3種地域	
ア ン モ ニ ア	1	2	5	し尿のような臭い
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎ臭
硫 化 水 素	0.02	0.06	0.2	腐った卵臭
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツ臭
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツ臭
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐魚臭
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	青くさい刺激臭
ス チ レ ン	0.4	0.8	2	都市ガス臭
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	4	20	発酵した臭い
酢 酸 エ チ ル	3	7	20	シンナー臭
メチルイソブチルケトン	1	3	6	シンナー臭
ト ル エ ン	10	30	60	ガソリン臭
キ シ レ ン	1	2	5	ガソリン臭
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07	0.2	すっぱい刺激臭
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002	0.006	汗くさい臭い
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002	0.004	むれたくつ下の臭い
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004	0.01	むれたくつ下の臭い

（注）

第1種地域：第1種低層住居専用、第1種・第2種中高層住居専用地域

第1種・第2種住居、準住居、近隣商業、商業地域、準工業

第2種地域：工業地域

第3種地域：その他地域

6 届 出 の 状 況

① 大気汚染関係

ア 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

施 設 番 号	施 設 名	施 設 数
1	ボイラー	19
6	加熱炉	19
1 1	乾燥炉	2
2 9	ガスタービン	2
3 0	ディーゼル機関	14
施 設 合 計		56
届 出 工 場 ・ 事 業 場 数		28

(令和4年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

イ 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の届出状況

施 設 番 号	施 設 名	施 設 数
1	ボイラー	17
3 5 ー ト	化学工業品又は石油製品の製造用に供する施設のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	30
4 4	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	1
施 設 合 計		48
届 出 工 場 ・ 事 業 場 数		12

(令和4年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

ウ 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

施 設 番 号	施 設 名	施 設 数
2	堆積場	1
3	コンベア	3
4	破砕機・摩砕機	1
5	ふるい	1
施 設 合 計		6
届 出 工 場 ・ 事 業 場 数		1

(令和4年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

エ 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設の届出状況

(令和4年3月31日現在届出なし 愛知県西三河県民事務所調)

オ 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設の届出状況

(1) 粉じん発生施設

施 設 番 号	施 設 名	施 設 数
2	堆積場	3
3	コンベア	28
4	破砕機・粉碎機・摩砕機・研磨機	17
5	ふるい	1
施 設 合 計		49
届 出 工 場 ・ 事 業 場 数		6

(令和4年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

(2) 炭化水素系物質発生施設

施設番号	施設名	施設数
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンスタンドの貯蔵施設	5
施設合計		5
届出工場・事業場数		5

(令和4年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

② 水質汚濁関係

水質汚濁防止法に基づく届出状況

施設番号	施設名	事業所数
1の2	豚房・牛房施設	1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	9
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	8
66	電気めっき施設	1
66の3	旅館業の用に供する施設	10
66の4	共同調理場のちゅう房施設	1
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	1
66の6	飲食店のちゅう房施設	2
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	5
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4
71	自動式車両洗浄施設	13
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	2
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	1
72	し尿処理施設	3
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1
	指定地域特定施設	33
特定事業場総数		91
		(うち指定地域内事業場 11)

(令和4年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

③ 騒音関係

ア 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による特定工場数及び特定施設数

施設の種類の 届出の種類	騒音規制法		県 条 例	
	特定工場実数 (事業場)	特定施設総数 (台)	特定工場実数 (事業場)	特定施設総数 (台)
1 金属加工機械	73	664	10	75
2 圧縮機・冷凍機等	49	384	90	510
3 土石用破砕機	2	8		
4 織機	1	79	1	2
5 建設用資材製造機械	2	3		
6 穀物用製粉機				
7 木材加工機械	5	11		
8 抄紙機				
9 印刷機	5	62		
10 合成樹脂用射出成形機	6	48		
11 鋳造型機	1	5		
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			11	20
13 送風機・排風機等			9	79
14 走行クレーン			1	12
15 洗 び ン 機				
16 真空ポンプ				4
合 計	144	1,264	122	702

(令和4年3月31日現在)

イ 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業届出件数

対 象 作 業	届 出 件 数	
	騒 音 規 制 法	県 条 例
1 く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	13	
2 び ょ う 打 機 を 使 用 す る 作 業	1	
3 さ く 岩 機 を 使 用 す る 作 業	146	
4 空 気 圧 縮 機 を 使 用 す る 作 業	42	
5 コ ン ク リ ー ト プ ラ ン ト 等 を 設 け て 行 う 作 業	3	
6 バ ッ ク ホ ウ を 使 用 す る 作 業 (80kw以上)	122	
7 ト ラ ク タ ー シ ョ ッ ペ ル を 使 用 す る 作 業 (70kw以上)	6	
8 ブ ル ド ー ザ ー を 使 用 す る 作 業 (40kw以上)	11	
9 建 造 物 を 動 力 ・ 火 薬 等 で 解 体 破 壊 す る 作 業		23
10 コ ン ク リ ー ト ミ キ サ ー 等 を 使 用 す る 作 業		120
11 コ ン ク リ ー ト カ ッ タ ー を 使 用 す る 作 業		149
12 ブ ル ド ー ザ ー 等 を 使 用 す る 作 業		336
13 ロ ー ド ロ ー ラ ー 等 を 使 用 す る 作 業		236
合 計	344	864

(令和3年度分)

④ 振動関係

ア 振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による特定工場数及び特定施設数

施設の種類の 届出の種類	振 動 規 制 法		県 条 例	
	特定工場実数 (事業場)	特定施設総数 (台)	特定工場実数 (事業場)	特定施設総数 (台)
1 金 属 加 工 機 械	77	879	1	2
2 圧 縮 機 ・ 冷 凍 機 等	40	248	92	546
3 土 石 用 破 砕 機	2	8		
4 織 機	1	79	1	5
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械				
6 木 材 加 工 機 械				
7 印 刷 機 械	3	36		
8 ゴム練用又は合成樹脂用ロール機				
9 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	6	60		
10 鋳 型 造 型 機	1	6	1	2
11 穀 物 用 製 粉 機				
12 デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン 等			13	27
13 送 風 機 ・ 排 風 機 等			19	171
合 計	130	1,316	127	753

(令和4年3月31日現在)

イ 振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業届出件数

対 象 作 業	届 出 件 数	
	振 動 規 制 法	県 条 例
1 く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	20	
2 鋼球を使用して建築物を破壊する作業	0	
3 舗装版破砕機を使用する作業	8	
4 ブレーカーを使用する作業	132	
合 計	160	0

(令和3年度分)

⑤ 悪臭関係

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等届出件数

施 設 の 種 類	工 場 数
1 ー口 牛 房 施 設	1
合 計	1

(令和3年度分)

⑥ 地盤沈下関係

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水設備の届出件数

工 場 数	揚 水 施 設
7	14

(令和4年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

Ⅲ 公害苦情

1 公害苦情の状況

①典型7公害の苦情

(1) 苦情の件数

令和3年度に受理した公害苦情は16件（前年度と同数）で、全て典型7公害該当でした。
月別では4、5、6月が多く、各3件でした。

(2) 苦情の種類

典型7公害の苦情(16件)の種類をみると騒音が10件、悪臭と振動が各3件でした。

(3) 苦情の発生地域

第1種住居地域で8件ありました。

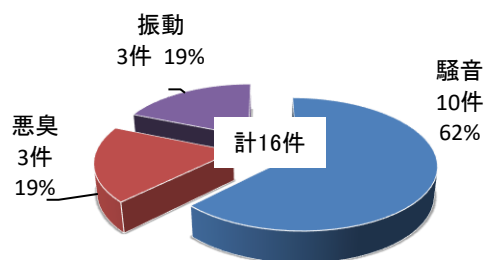
(4) 苦情の発生源

建設業7件、製造業6件、サービス業が2件でした。

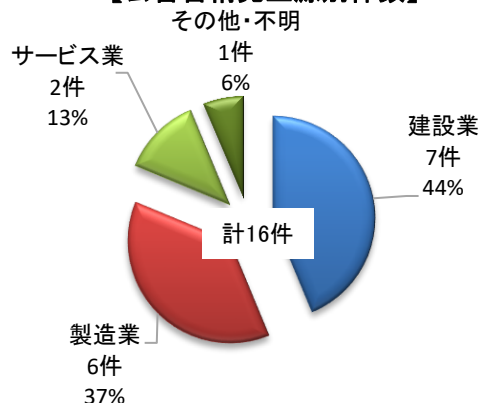
(5) 被害の種類

近年は、法規制では対処できない感覚的・心理的被害が大部分を占めるため、当事者間でよく話し合い、意思の疎通を図ることが苦情解決につながっていくと思われます。

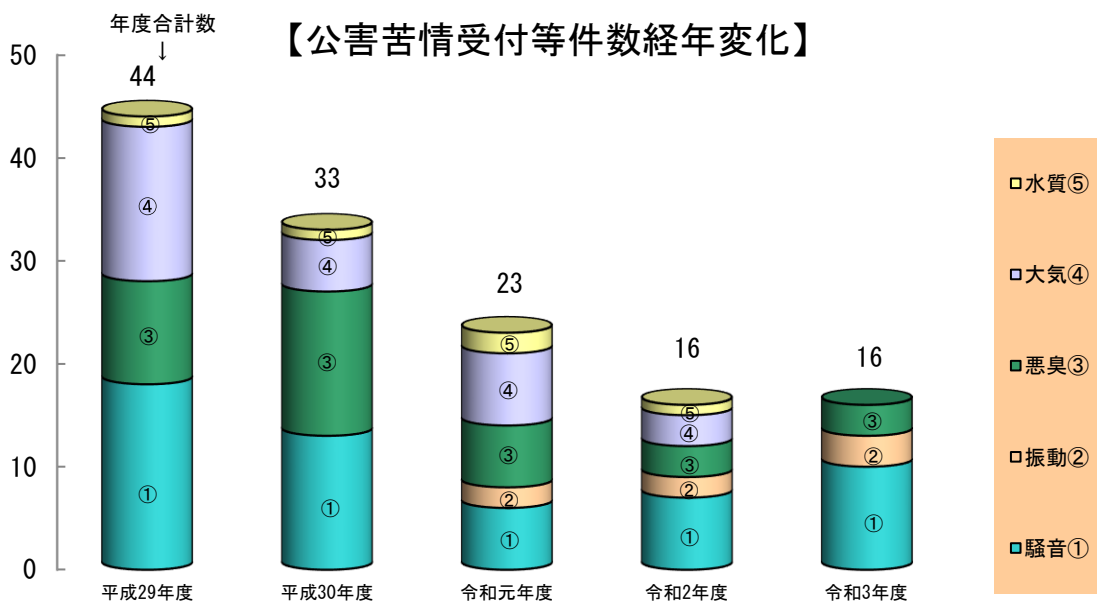
【典型7公害の種類別苦情件数】



【公害苦情発生源別件数】



【公害苦情受付等件数経年変化】



②土地の適正管理に係る苦情

平成5年4月1日から「知立市あき地環境保全条例」が施行されました。また、平成23年10月1日から「知立市環境美化推進条例」が施行されました。

これらによる、雑草等の土地の適正管理に係る苦情の現状と処理状況を記載します。

(1) 苦情の件数

令和3年度に受理した苦情は34件で、前年度に比べ11件増加しました。

月別にみると、9月に10件、6月に7件でした。

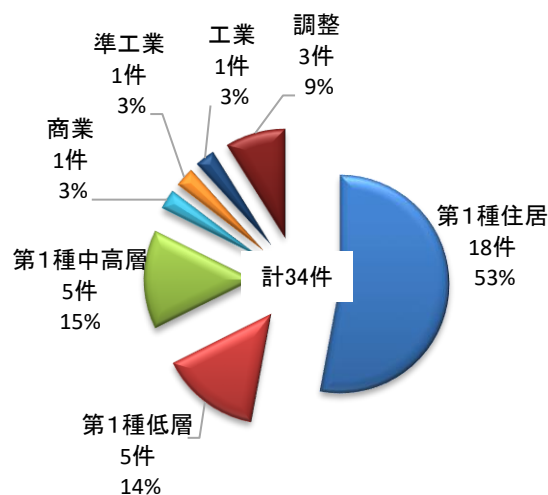
(2) 苦情の発生地域

第1種住居地域が18件、次いで第1種低層住居専用地域と第1種中高層住居専用地域で5件ずつでした。

(3) 被害の種類

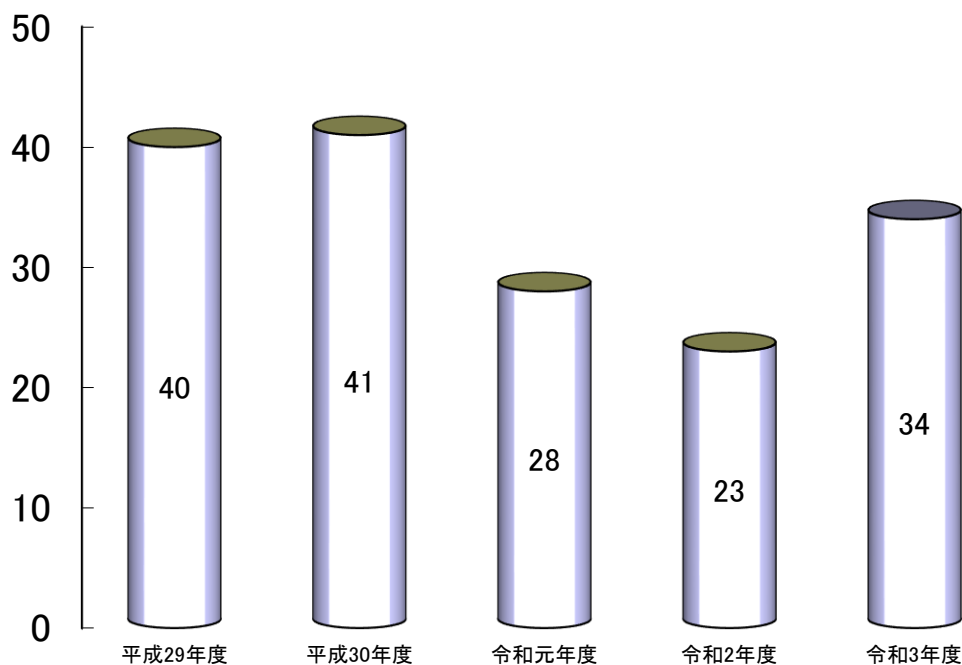
全て感覚的・心理的被害で、雑草による害虫の発生の恐れ、ごみの不法投棄などの恐れがあるというものでした。

【苦情の発生地域】



[件数]

【土地の適正管理に関する苦情受付件数経年変化】



IV 大 気 汚 染

1 大 気 汚 染 の 概 況

大気の組成は、窒素 78 %、酸素 21 %、その他 1 %で高度 80 kmまでは地球上どこでもほとんど一定ですが、火山の噴火や植物の活動などにより変化します。この自然の変化に加え、人がいろいろな物質を大気中に捨てるとさらに組成や性質が変わってしまいます。そして、汚染された大気は、国境を越え地球の大気全体が汚れてしまうような事態も起きています。

このような地球規模の大気汚染の問題には酸性の雨が降る「酸性雨」、二酸化炭素等が増えて起こる「地球の温暖化」、フロンガス等による「オゾン層の破壊」などがあります。

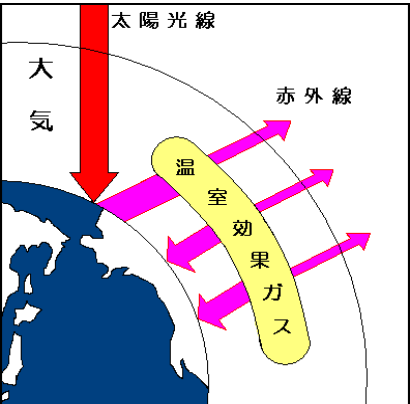
これらの地球規模の問題の解決のためには産業・経済活動への施策だけでなく、私たちのライフスタイルそのものを見直すということが必要となってきました。

人の健康を保護するうえで維持することが望ましい環境基準の定められた物質のうち、大気汚染に関するものには二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン等及びダイオキシン類があります。

知立市では県の大気汚染測定局による環境測定と、市の測定する紫外線蛍光方式による二酸化硫黄、非分散赤外分析方式による一酸化炭素及びデボジットゲージ法による降下ばいじんの測定を行っています。

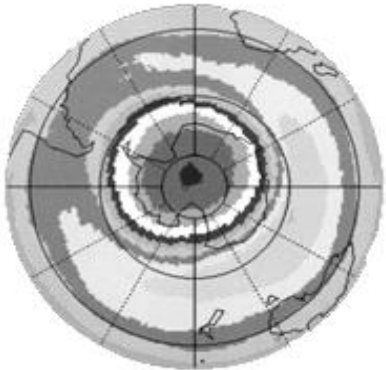
温暖化のメカニズム ▶

太陽からの熱が光と共に地球へ注がれ、地表にあたる。通常、地表にあたった太陽熱は反射され、宇宙空間へ放出される。しかし、その反射された太陽熱が二酸化炭素などの温室効果ガスによってさらに反射され、再び地表へと戻ってくる。これにより大気の温度が上昇する。



▼ 南極のオゾンホール

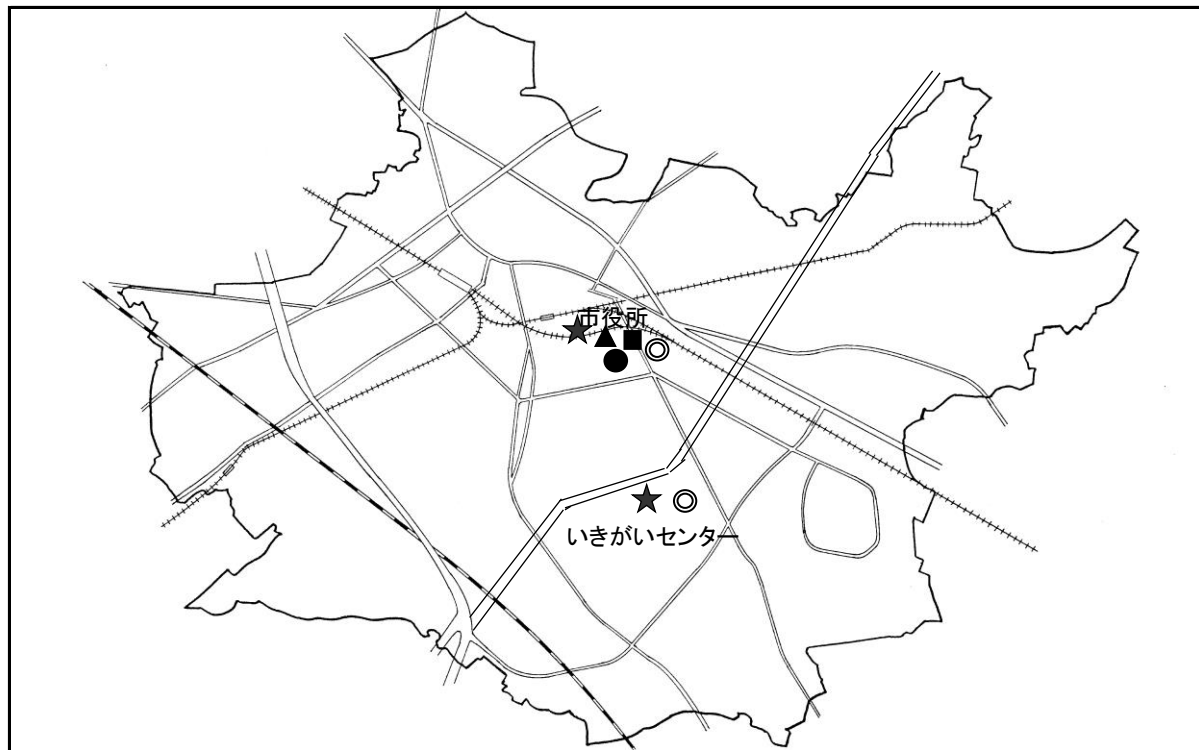
オゾン層の減少はほぼ全地球的に進行しており、南極では毎年、規模の大きなオゾンホールが観測されています。



大気汚染等に係る環境基準及び評価方法

物 質 名	環 境 基 準	評 価 方 法
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmゾーン内又はそれ以下	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が連続しないこと。
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト (OX)	1時間値が0.06ppm以下	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし5時から20時の昼間時間帯について評価する。
微 小 粒 子 状 物 質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下	年間の1日平均値の年間平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値が35 μg/m ³ 以下であること。
ダ イ オ キ シ ン 類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下	同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下	
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下	

2 大気汚染測定地点



● 愛知県大気汚染測定局

県が市役所に設置した測定局で**二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント**等を測定しており、データは通信回線でリアルタイムに県庁へ送られています。

◎ 二酸化硫黄の測定

知立市役所・いきがいセンターの2か所に二酸化硫黄自動計測器を設置し、大気中の**二酸化硫黄濃度**を連続7日間測定します。（平成14年度より 年2回実施）

★ 一酸化炭素の測定

知立市役所といきがいセンターの2か所で、連続7日間測定を行います。（年1回実施）

■ 降下ばいじんの測定

知立市役所屋上にデポジットゲージを設置し、1か月毎に試料水を採取し**降下ばいじん量**を測定します。（毎月25日交換）

▲ ダイオキシン類(大気)の測定

※令和2年度まで

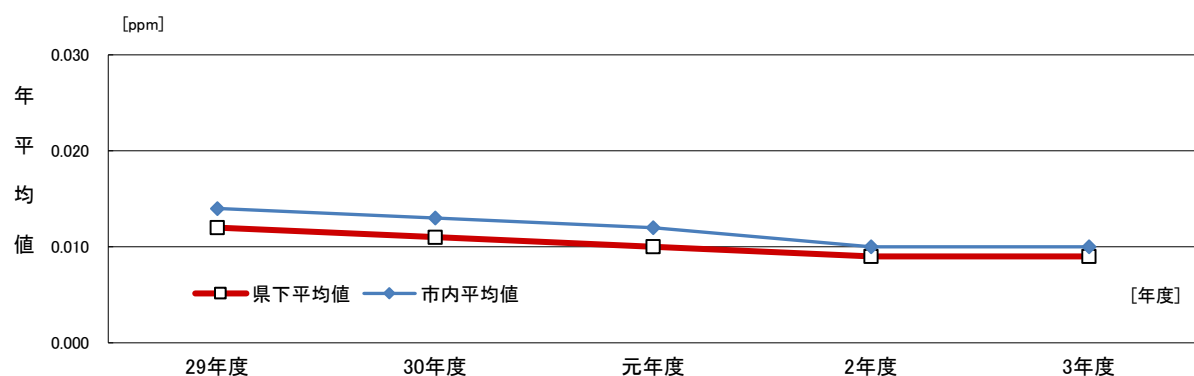
知立市役所屋上にハイボリュームエアサンプラーを設置して、大気中の浮遊物質を7日間連続採取し、その中に含まれる**ダイオキシン類**について分析します。

3 大気汚染測定結果

①県大気汚染測定局

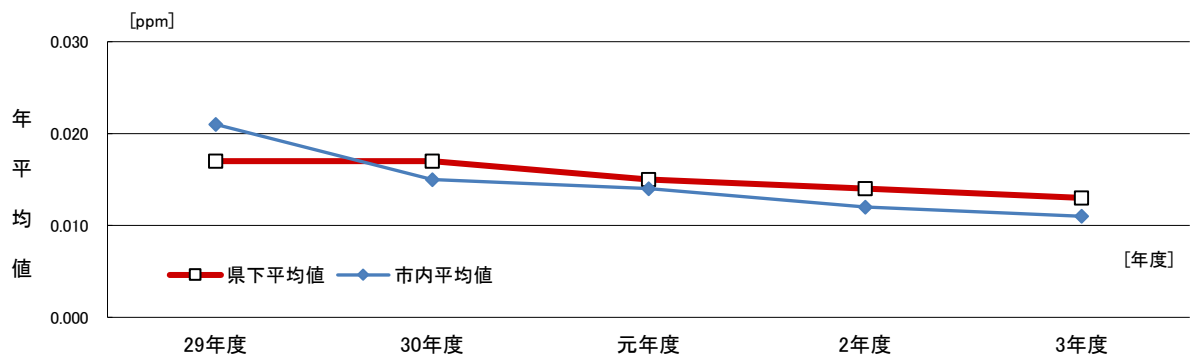
(1) 二酸化窒素 (NO₂)

項目等	測定日数	測定時間	年平均値	1日平均値が0.06ppmを超えた 日数とその割合		1日平均値が0.04 ppm以上0.06ppm以下 の日数とその割合		1日平均値 の年間 98%値	1時間値 の最高値	環境基準 の適否
年度	日	時間	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	適○ 否×
29	363	8,668	0.014	0	0.0	0	0.0	0.030	0.059	○
30	304	7,280	0.013	0	0.0	1	0.3	0.030	0.056	○
元	365	8,686	0.012	0	0.0	0	0.0	0.030	0.054	○
2	363	8,665	0.010	0	0.0	0	0.0	0.027	0.052	○
3	363	8,664	0.010	0	0.0	0	0.0	0.024	0.056	○



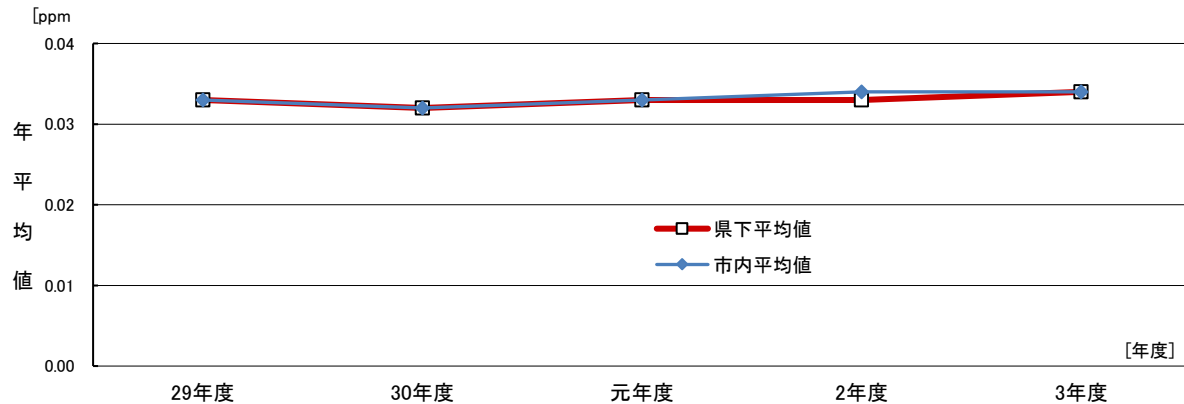
(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

項目等	測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた 時間数とその割合		1日平均値が0.1 mg/m ³ を超えた 日数とその割合		1日平均値 の最高値 2%除外値	環境基準 の適否
年度	日	時間	ppm	日	%	日	%	ppm	適○ 否×
29	351	8,500	0.021	0	0.0	0	0.0	0.046	○
30	360	8,657	0.015	0	0.0	0	0.0	0.037	○
元	362	8,704	0.014	1	0.0	0	0.0	0.036	○
2	361	8,683	0.012	0	0.0	0	0.0	0.030	○
3	360	8,679	0.011	0	0.0	0	0.0	0.023	○



(3) 光化学オキシダント (Ox)

項目等	昼間	昼間測定	昼間	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値の最高値	環境基準
	測定日数	時間数	年平均値	時間	%	日	%	時間	%	日	%	ppm	適○否×
年度	日	時間	ppm	時間	%	日	%	時間	%	日	%	ppm	適○否×
29	365	5,429	0.032	409	7.5	84	23.0	0	0.0	0	0.0	0.103	×
30	365	5,432	0.032	389	7.2	73	20.0	1	0.0	1	0.3	0.123	×
元	366	5,442	0.033	382	7.0	80	21.9	3	0.1	1	0.3	0.133	×
2	365	5,418	0.034	361	6.7	72	19.7	0	0.0	0	0.0	0.096	×
3	365	5,415	0.034	283	5.2	64	17.5	0	0.0	0	0.0	0.102	×



② 二酸化硫黄調査 (期間調査)

① ①の県大気汚染測定局と同様の自動計測器を用いて、いきがいセンター及び知立市役所の2か所で年2回、各7日間の二酸化硫黄濃度の測定を行っています。

平成14年度から令和3年度までの調査で、環境基準を超えたことはありません。

環境基準

(1) 7月調査 (調査期間：令和3年7月13日～令和3年7月19日) 単位：ppm

項目等	測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		1日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の最大値	1時間値の最大値	環境基準
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	適○否×
場所	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	適○否×
いきがいセンター	7	168	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	0.002	○
知立市役所	7	168	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	0.002	○

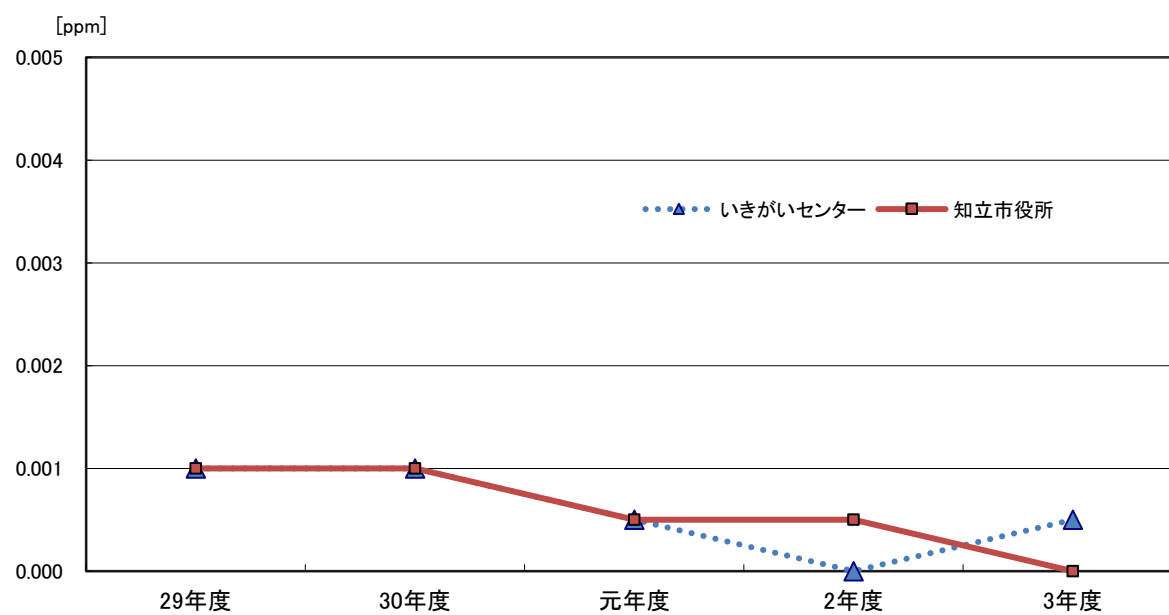
(2) 1月調査 (調査期間：令和4年1月11日～令和4年1月17日) 単位：ppm

項目等	測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		1日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の最大値	1時間値の最大値	環境基準
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	適○否×
場所	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	適○否×
いきがいセンター	7	168	0.001	0	0.0	0	0.0	0.002	0.004	○
知立市役所	7	168	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	0.004	○

單位：ppm

各期間 平均値		7月	1月	3年度平均値
場 所				
い き が い せ ん たー		0.0000	0.0010	0.0005
知 立 市 役 所		0.0000	0.0000	0.0000

各年度平均値の推移



③デポジットゲージ法による降下ばいじん量

H22年度～知立市役所屋上

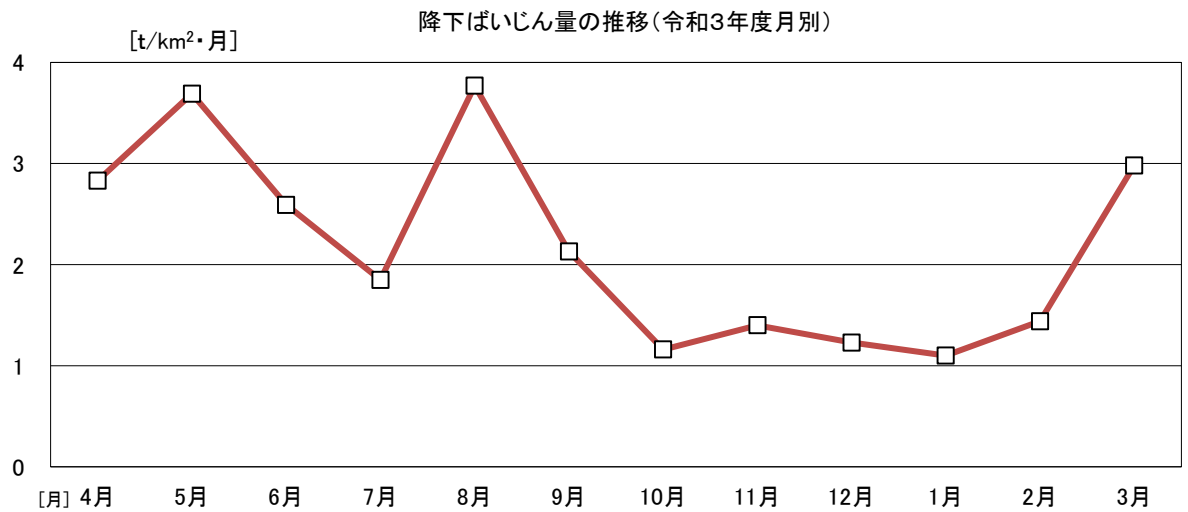
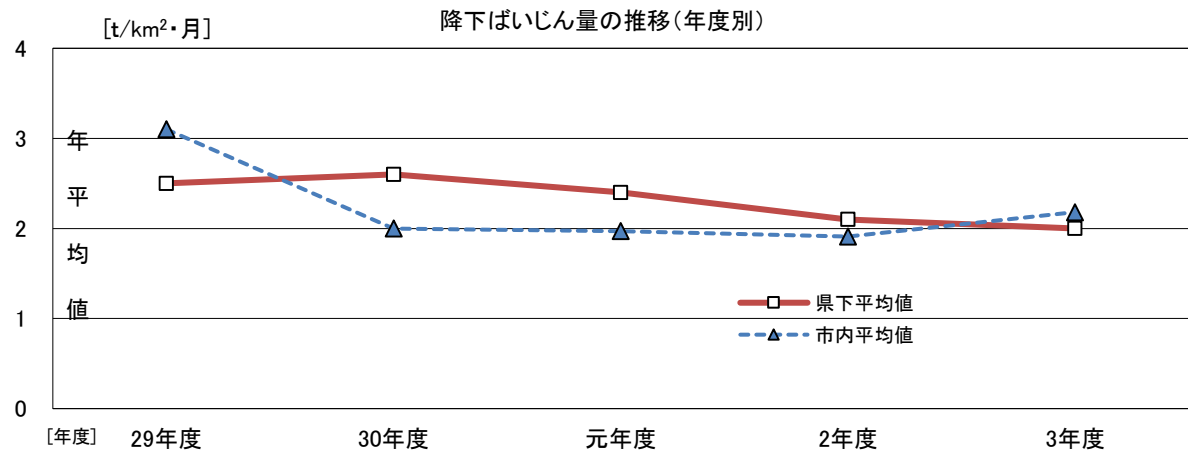
単位 (t / km² ・ 月)

月 年度	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3	年平均値	県 平 均 値	下 値
2 9	3.52	3.94	3.48	2.26	2.55	2.02	3.30	1.88	3.55	2.79	3.46	4.24	3.08		2.5
3 0	3.08	1.90	1.73	1.23	3.51	3.62	1.08	0.90	0.66	1.77	2.21	2.29	2.00		2.6
元	1.40	4.71	1.71	3.32	2.56	1.55	1.03	1.65	1.24	0.78	1.80	1.86	1.97		2.4
2	2.46	1.71	1.42	2.59	1.09	2.80	1.08	1.05	1.17	2.56	2.73	2.21	1.91		2.1
3	2.83	3.69	2.59	1.85	3.77	2.13	1.16	1.40	1.23	1.10	1.44	2.98	2.18		2.0

県下平均値：県・名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市が実施した調査結果の平均。

最低値

最高値



④ダイオキシン類大気環境調査（平成13年度から令和2年度まで実施）

市 役 所		単位 (pg-TEQ/m ³)		
年度	調査時期	夏季 8月	冬季 1月	年 間 平 均 値
29		0.013	0.029	0.02
30		0.007	0.025	0.02
元		0.007	0.042	0.02
2		0.011	0.033	0.02

平成13年度から令和2年度までの調査で、環境基準値 (0.6pg-TEQ/m³) を超えたことはありません。

※基準値は、ダイオキシン類で最も毒性の高い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

※1pg (ピコグラム) は、1兆分の1グラム

⑤一酸化炭素調査（平成24年度から実施）

調査地点：知立市役所

調査期間：令和3年7月13日～7月19日

単位 (ppm)

月/日	7/13 (火)	7/14 (水)	7/15 (木)	7/16 (金)	7/17 (土)	7/18 (日)	7/19 (月)	最大値	最小値	平均値
平 均 値	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.5	0.1	0.2

調査地点：いきがいセンター

調査期間：令和3年7月13日～7月19日

単位 (ppm)

月/日	7/13 (火)	7/14 (水)	7/15 (木)	7/16 (金)	7/17 (土)	7/18 (日)	7/19 (月)	最大値	最小値	平均値
平 均 値	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	0.1	0.1

◎ 環 境 基 準 と の 比 較

単位 (ppm)

調 査 地 点	集 計 項 目		調査結果	環境基準との適否	
				基準値	適○ 否×
知立市役所	期間平均値		0.2	10.0	○
	最大値	日平均値	0.2		
		1時間値	0.5		
いきがいセンター	期間平均値		0.1	10.0	○
	最大値	日平均値	0.2		
		1時間値	0.5		

平成24年度から令和3年度までの調査で、環境基準を超えたことはありません。

⑥クリーンセンター環境測定結果（令和3年度）

大気（排ガス濃度）

区分	法令の基準値	環境保全協定値	測定値		
			最高値	最低値	平均値
ばいじん	0.04g/Nm ³ 以下	0.02g/Nm ³ 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
硫黄酸化物	250ppm以下	25ppm以下	4.1	1.0未満	1.09
窒素酸化物	250ppm以下	70ppm以下	51	31	44.17
塩化水素	430ppm以下	50ppm以下	9.2	1.0未満	2.54
水銀	0.05g/Nm ³ 以下	0.05mg/Nm ³ 以下	0.0097	0.0010	0.0054
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.0010	0.00000005	0.000169

(刈谷知立環境組合調)

※単位 g/Nm³は1立方メートル中のグラム濃度。

ppmは質量百万分率を表す。

mg/Nm³は1立方メートル中のミリグラム濃度。

ダイオキシン類の欄のng (ナノグラム) は10億分の1グラム。

TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く、異性体ごとに毒性が異なるため異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表示。

V 水 質 汚 濁

1 水 質 汚 濁 の 概 況

水質汚濁とは、河川・湖沼・海域等の水質、底質が都市（生活系）排水、工場排水、農業排水等により汚濁されることをいいます。

カドミウム・水銀等による水質汚濁が起これば、飲料水や魚等を通して人の体に被害が生じる恐れがあります。また、有機物による水質の悪化により飲み水の異臭味、農作物や魚介類への被害等、水を利用する上で問題を生ずることがあります。このようなことから水質の環境基準は、人の健康を守るために維持することが望ましい基準として定められる「健康項目」と、生活環境を守るために維持することが望ましい基準として定められる「生活環境項目」の2つから成り立っています。

また、ダイオキシン類の水質に関する環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法で定められています。

知立市における水質汚濁の監視測定は、河川水質測定と主な事業所の排水測定を行っています。

事業所の排水については、法・県条例などで規制されているのでかなり改善されています。

しかし、都市化の進展に伴う人口の集中・増加と生活様式の変化に伴い生活排水による汚濁は、依然として水環境の悪化を促す大きな原因となっています。

このため、水質汚濁防止法には、下水道整備、合併処理浄化槽の普及、また地域での実践活動の取組等を推進するなどの行政の責務とともに、国民の責務として調理くず、廃食用油の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけることが盛り込まれています。

なお、平成25年度から水道法等の一部改正に伴い簡易専用水道や飲用井戸等の権限が県から市へ移譲されました。

水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/l以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
全 シ ア ン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/l以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
砒 素	0.01 mg/l以下	チ ウ ラ ム	0.006 mg/l以下
総 水 銀	0.0005 mg/l以下	シ マ ジ ン	0.003 mg/l以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/l以下
P C B	検出されないこと	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/l以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/l以下	セ レ ン	0.01 mg/l以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふ つ 素	0.8 mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほ う 素	1 mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l以下		
備 考			
1 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

②生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	水道1級自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/ℓ以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

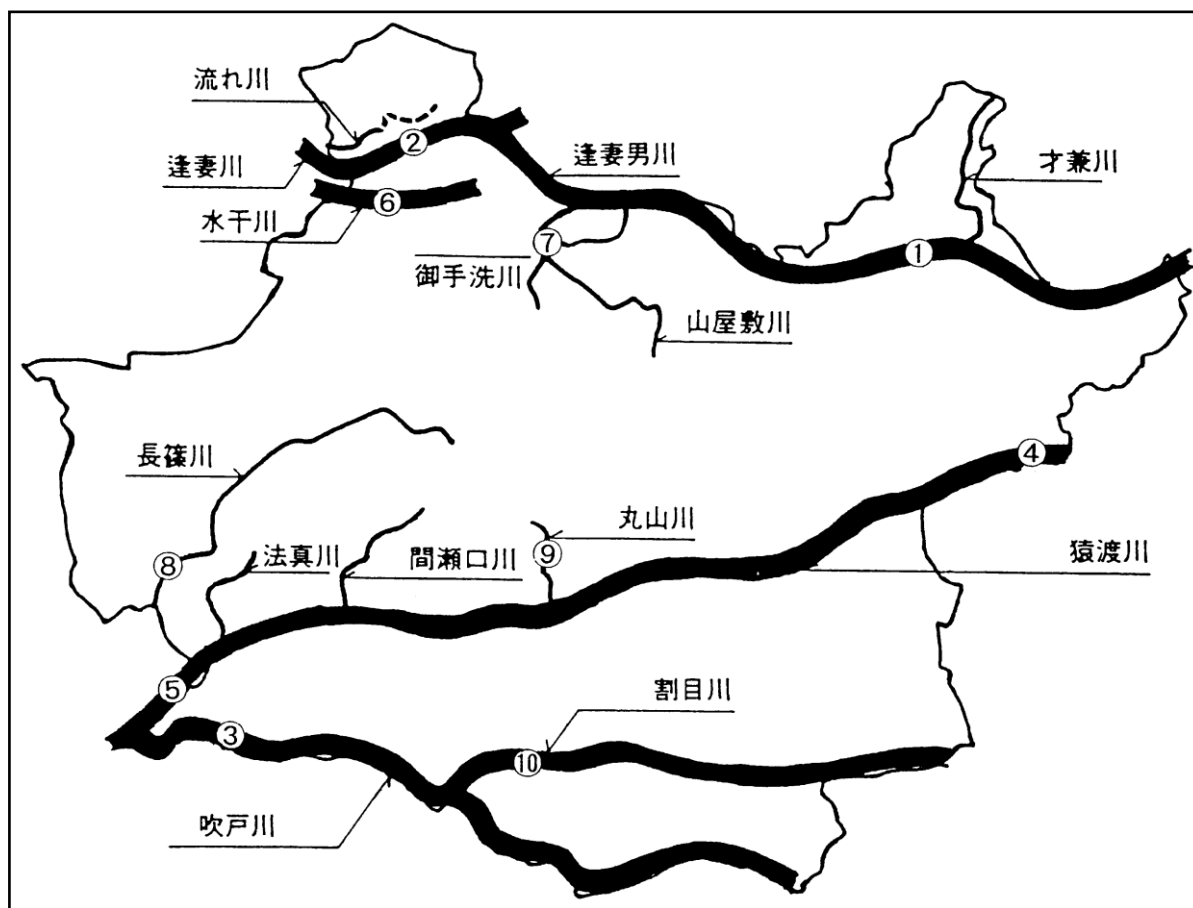
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 河川水質採水地点



主 要 河 川

- ① 逢 妻 男 川 (C 類 型)
(西 逢 妻 橋)
- ② 逢 妻 川 (C 類 型)
(逢 妻 橋)
- ③ 吹 戸 川
(吹 戸 橋)
- ④ 猿 渡 川 (C 類 型)
(猿 渡 川 橋)
- ⑤ 猿 渡 川 (C 類 型)
(重 中 橋)

そ の 他 河 川

- ⑥ 水 干 川
- ⑦ 御 手 洗 川
- ⑧ 長 篠 川
- ⑨ 丸 山 川
- ⑩ 割 目 川

(注) 逢妻川、猿渡川は、環境基準のC類型河川です。

(令和4年3月31日現在) (前頁参照)

3 河川水質測定結果

①主要河川水質測定結果

採 水 場 所	① 西 逢 妻 橋						
採 水 日	3. 6. 11	3. 7. 13	3. 9. 6	3. 11. 25	4. 1. 24	4. 3. 3	
天 候	晴	晴	晴	晴	曇	晴	
気 温 (℃)	29. 0	28. 0	30. 0	14. 0	6. 0	9. 0	
水 温 (℃)	25. 0	26. 5	28. 0	14. 0	7. 0	9. 5	
水 素 イ オ ン 濃 度	7. 2	7. 3	7. 3	7. 3	7. 1	7. 3	
溶 存 酸 素 量 (mg/ ℓ)	11. 0	11. 0	9. 4	11. 0	12. 0	12. 0	
浮 遊 物 質 量 (mg/ ℓ)	8. 0	6. 0	5. 0	2. 0	12. 0	8. 0	
生物化学的酸素要求量 (mg/ ℓ)	<0. 5	1. 6	0. 9	2. 2	3. 5	2. 9	
化学的酸素要求量 (mg/ ℓ)	5. 0	3. 9	2. 9	4. 0	4. 5	3. 8	
大 腸 菌 群 数 (MPN/100mℓ)	2, 900	—	37, 000	—	6, 900	—	
全 窒 素 (mg/ ℓ)	1. 70	—	1. 60	—	2. 70	—	
全 リ ン (mg/ ℓ)	0. 09	—	0. 09	—	0. 14	—	

採 水 場 所	② 逢 妻 橋						
採 水 日	3. 6. 11	3. 7. 13	3. 9. 6	3. 11. 25	4. 1. 24	4. 3. 3	
天 候	晴	晴	晴	晴	曇	晴	
気 温 (℃)	26. 5	28. 5	30. 0	11. 5	6. 5	10. 0	
水 温 (℃)	25. 5	28. 0	28. 2	14. 0	7. 5	9. 0	
水 素 イ オ ン 濃 度	7. 1	7. 3	7. 3	7. 0	7. 1	7. 4	
溶 存 酸 素 量 (mg/ ℓ)	10. 0	11. 0	9. 6	9. 6	12. 0	12. 0	
浮 遊 物 質 量 (mg/ ℓ)	12. 0	11. 0	8. 0	9. 0	16. 0	6. 0	
生物化学的酸素要求量 (mg/ ℓ)	2. 6	2. 3	1. 5	7. 3	6. 8	4. 3	
化学的酸素要求量 (mg/ ℓ)	6. 2	5. 3	4. 1	8. 0	7. 6	5. 7	
大 腸 菌 群 数 (MPN/100mℓ)	2, 600	—	130, 000	—	1, 400	—	
全 窒 素 (mg/ ℓ)	2. 20	—	1. 70	—	4. 30	—	
全 リ ン (mg/ ℓ)	0. 14	—	0. 13	—	0. 39	—	

採 水 場 所	③ 吹 戸 橋						
採 水 日	3. 6. 11	3. 7. 13	3. 9. 6	3. 11. 25	4. 1. 24	4. 3. 3	
天 候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
気 温 (℃)	26. 5	28. 5	30. 0	14. 0	6. 5	10. 5	
水 温 (℃)	25. 5	28. 5	29. 0	12. 5	7. 0	11. 0	
水 素 イ オ ン 濃 度	7. 1	7. 2	7. 3	7. 2	7. 2	7. 3	
溶 存 酸 素 量 (mg/ ℓ)	9. 1	11. 0	9. 2	8. 0	9. 7	8. 5	
浮 遊 物 質 量 (mg/ ℓ)	15. 0	19. 0	9. 0	4. 0	2. 0	54. 0	
生物化学的酸素要求量 (mg/ ℓ)	1. 5	1. 8	1. 5	2. 6	2. 0	6. 9	
化学的酸素要求量 (mg/ ℓ)	5. 9	4. 7	4. 0	5. 9	3. 3	24. 0	
大 腸 菌 群 数 (MPN/100mℓ)	1, 700	—	52, 000	—	17, 000	—	
全 窒 素 (mg/ ℓ)	1. 00	—	1. 20	—	1. 80	—	
全 リ ン (mg/ ℓ)	0. 09	—	0. 13	—	0. 12	—	

採 水 場 所	④ 猿 渡 川 橋						
採 水 日	3. 6. 11	3. 7. 13	3. 9. 6	3. 11. 25	4. 1. 24	4. 3. 3	
天 候	晴	晴	晴	晴	曇	晴	
気 温 (℃)	25. 5	27. 0	29. 5	14. 0	5. 5	8. 5	
水 温 (℃)	24. 5	27. 0	27. 5	13. 5	6. 5	9. 0	
水 素 イ オ ン 濃 度	7. 2	7. 3	7. 2	7. 2	6. 8	7. 2	
溶 存 酸 素 量 (mg/ ℓ)	12. 0	14. 0	12. 0	11. 0	14. 0	13. 0	
浮 遊 物 質 量 (mg/ ℓ)	19. 0	12. 0	13. 0	3. 0	3. 0	12. 0	
生物化学的酸素要求量 (mg/ ℓ)	1. 6	1. 5	1. 1	1. 3	2. 6	3. 7	
化学的酸素要求量 (mg/ ℓ)	5. 7	4. 8	4. 3	4. 8	3. 8	4. 9	
大 腸 菌 群 数 (MPN/100mℓ)	3, 500	—	98, 000	—	12, 000	—	
全 窒 素 (mg/ ℓ)	0. 80	—	0. 90	—	2. 00	—	
全 リ ン (mg/ ℓ)	0. 14	—	0. 11	—	0. 11	—	

採 水 場 所	⑤ 重 中 橋						
採 水 日	3. 6. 11	3. 7. 13	3. 9. 6	3. 11. 25	4. 1. 24	4. 3. 3	
天 候	晴	晴	晴	晴	曇	晴	
気 温 (℃)	26. 5	28. 5	30. 5	12. 0	6. 5	11. 0	
水 温 (℃)	25. 3	27. 5	28. 7	12. 5	7. 0	8. 5	
水 素 イ オ ン 濃 度	7. 1	7. 2	7. 3	7. 2	7. 1	7. 2	
溶 存 酸 素 量 (mg/ ℓ)	11. 0	11. 0	10. 0	6. 9	10. 0	8. 7	
浮 遊 物 質 量 (mg/ ℓ)	34. 0	18. 0	12. 0	4. 0	11. 0	11. 0	
生物化学的酸素要求量 (mg/ ℓ)	1. 7	1. 0	1. 4	1. 3	2. 3	2. 3	
化学的酸素要求量 (mg/ ℓ)	6. 1	4. 4	3. 8	4. 6	4. 0	4. 6	
大 腸 菌 群 数 (MPN/100mℓ)	1, 000	—	21, 000	—	3, 400	—	
全 窒 素 (mg/ ℓ)	1. 00	—	1. 00	—	2. 20	—	
全 リ ン (mg/ ℓ)	0. 18	—	0. 13	—	0. 16	—	

採水日 令和3年6月11日

採 水 場 所	西 逢 妻 橋	逢 妻 橋	吹 戸 橋	猿 渡 川 橋	重 中 橋
陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01
カ ド ミ ウ ム (mg/ℓ)	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003
全 シ ア ン (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND
鉛 (mg/ℓ)	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005
六 価 ク ロ ム (mg/ℓ)	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01
砒 素 (mg/ℓ)	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005
総 水 銀 (mg/ℓ)	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005
ア ル キ ル 水 銀 (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND
P C B (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	1. 5	2. 1	0. 9	0. 7	1. 0
フ ツ 素 (mg/ℓ)	0. 20	0. 20	0. 10	0. 10	0. 20
ホ ウ 素 (mg/ℓ)	<0. 02	<0. 02	<0. 02	<0. 02	<0. 02
1, 4- ジ オ キ サ ン (mg/ℓ)	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005

注：検出されずはNDと表示

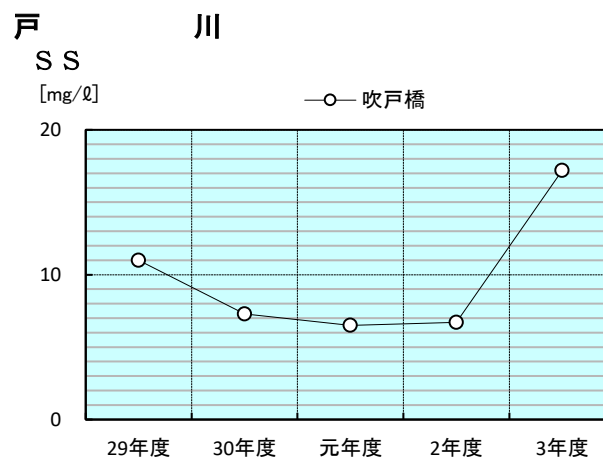
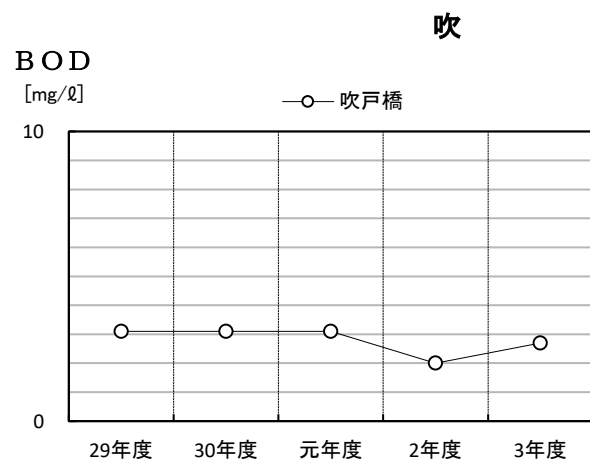
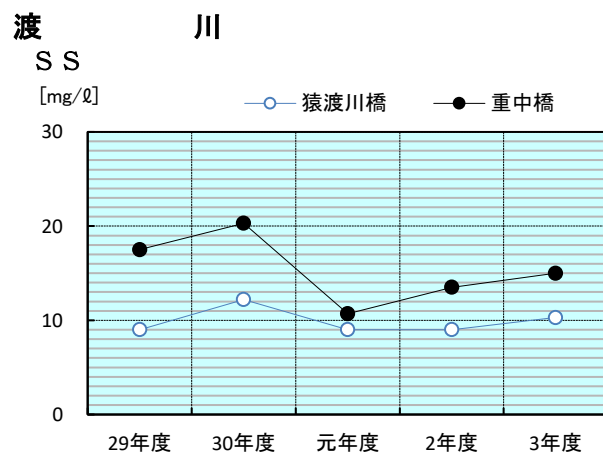
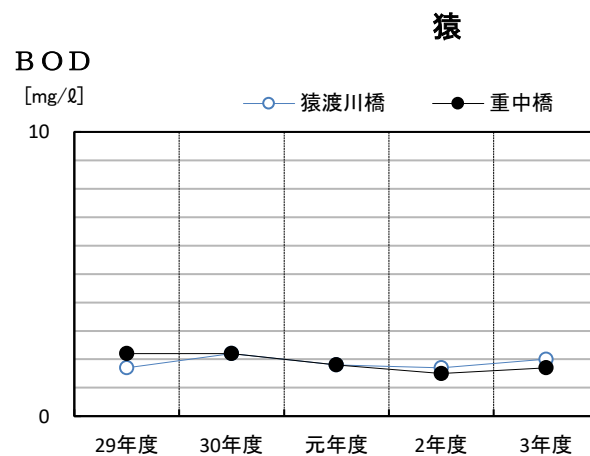
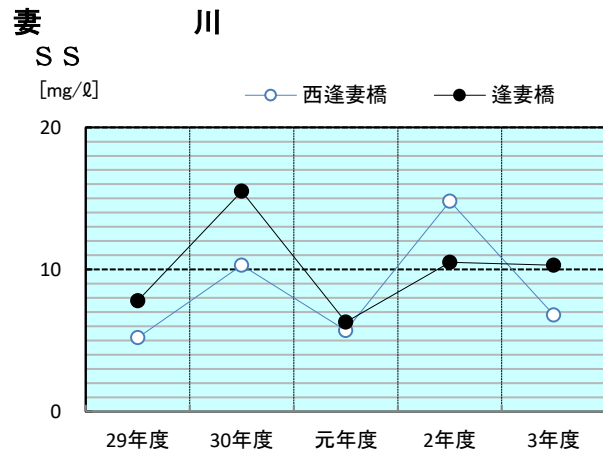
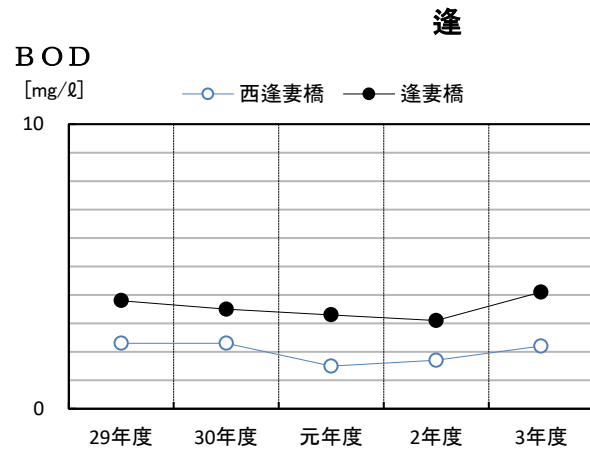
採水日 令和3年6月11日

採水場所 重中橋

セ レ ン (mg/ℓ)	<0.002	1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0005	1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.001	1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.002
テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0005	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.004
四 塩 化 炭 素 (mg/ℓ)	<0.0002	チ オ ベ ン カ ル ブ (mg/ℓ)	<0.002
チ ウ ラ ム (mg/ℓ)	<0.0006	ジ ク ロ ロ メ タ ン (mg/ℓ)	<0.002
シ マ ジ ン (mg/ℓ)	<0.0003	ベ ン ゼ ン (mg/ℓ)	<0.001
1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	<0.0002		

主要河川項目別年度平均経年変化

(BOD：生物化学的酸素要求量・SS：浮遊物質)



②その他河川水質測定結果

採水日 令和3年8月6日 天候：晴

採 水 場 所	水 干 川	御 手 洗 川	長 篠 川	丸 山 川	割 目 川
気 温 (℃)	32.5	33.0	32.5	33.0	33.0
水 温 (℃)	32.0	32.0	29.8	30.5	32.0
水 素 イ オ ン 濃 度	7.2	7.1	7.4	6.7	6.8
溶 存 酸 素 量 (mg/ℓ)	10	11	13	9.0	9.9
浮 遊 物 質 量 (mg/ℓ)	6	4	2	2	9
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.0	2.3	<0.5	1.2	1.6
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	3.5	2.4	2.0	2.2	2.6
大 腸 菌 群 数 (MPN/100mℓ)	61,000	98,000	790	40,000	16,000
全 窒 素 (mg/ℓ)	2.6	1.8	1.0	1.4	1.0
全 リ ン (mg/ℓ)	0.18	0.18	0.11	0.27	0.11

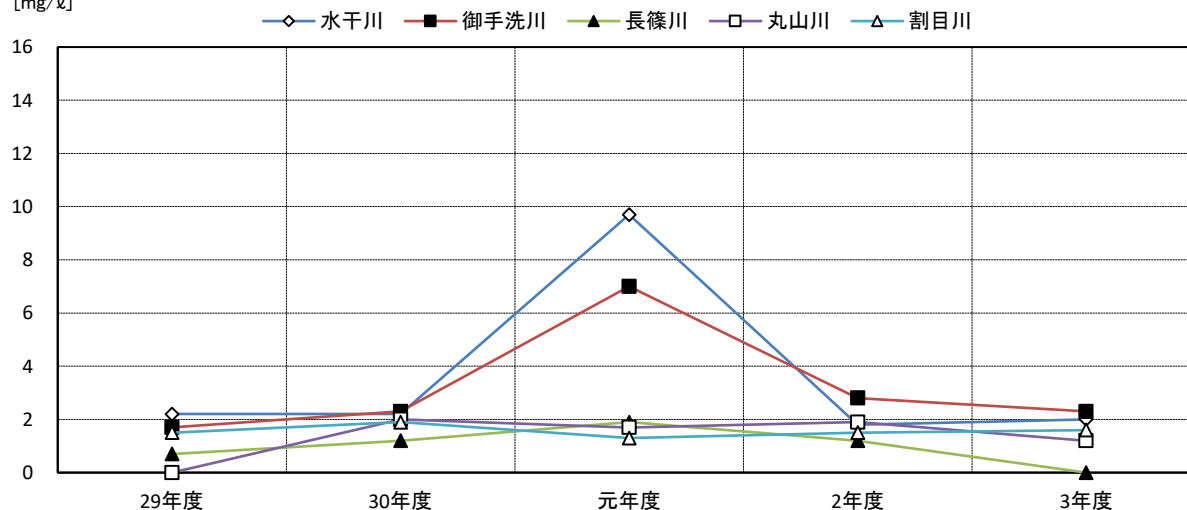
採水日 令和4年2月14日 天候：曇

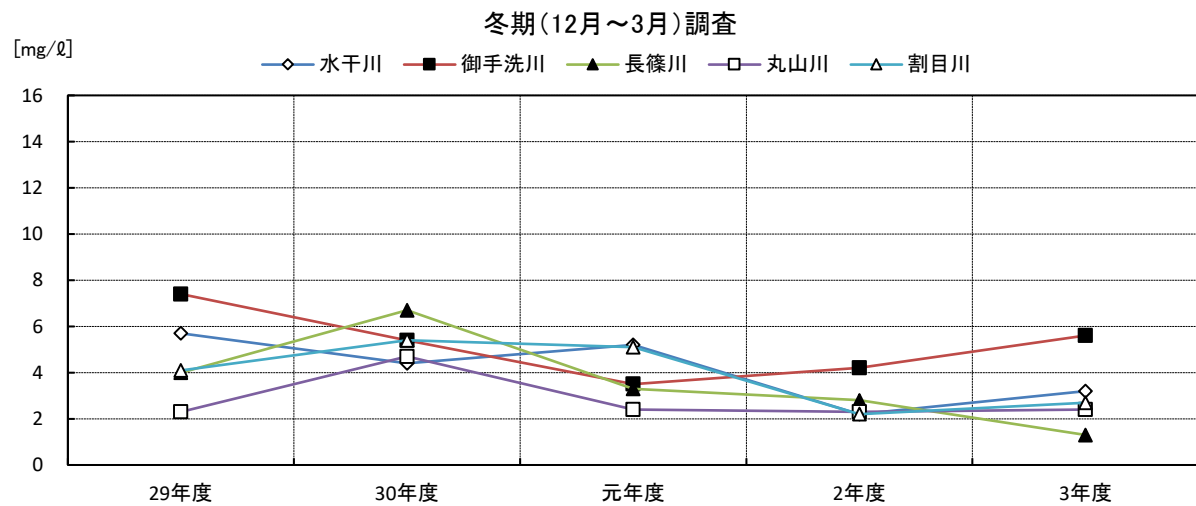
採 水 場 所	水 干 川	御 手 洗 川	長 篠 川	丸 山 川	割 目 川
気 温 (℃)	6.5	7.5	5.5	4.5	5.0
水 温 (℃)	8.5	10.0	7.5	7.5	7.5
水 素 イ オ ン 濃 度	7.5	7.3	7.3	7.2	7.3
溶 存 酸 素 量 (mg/ℓ)	11	11	13	12	12
浮 遊 物 質 量 (mg/ℓ)	4	4	2	2	24
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	3.2	5.6	1.3	2.4	2.7
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	3.5	6.8	2.9	3.4	6.7
大 腸 菌 群 数 (MPN/100mℓ)	5,800	24,000	4,600	1,600	11,000
全 窒 素 (mg/ℓ)	3.7	6.9	0.8	1.6	2.1
全 リ ン (mg/ℓ)	0.07	0.79	0.05	0.18	0.27

その他河川のBOD経年変化

夏期(7月～8月)調査

[mg/ℓ]





③ダイオキシン類水環境（水質）調査（平成12年度から令和2年度まで実施）

② 駒 場 橋

単位 (pg-TEQ/ℓ)

年度	調査時期		夏季		冬季		年平均値
	採水月日	結果	採水月日	結果			
29	7月7日	0.87	11月10日	0.64	0.76		
30	8月8日	0.83	11月7日	0.80	0.82		
元	8月14日	3.20	11月6日	0.23	1.72		
2	8月7日	0.51	11月6日	0.33	0.42		

※環境基準は1pg-TEQ/L以下で、1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラムを指します。

VI 騒音・振動

1 騒音・振動の概況

騒音は、「好ましくない音、無い方がよい音」といわれるように音の性格・生活環境・心身の状態などにより、受けとめ方が異なり日常生活の中にある何でもないと思われる音であっても、人により騒音になる場合があります。騒音は個人によって受けとめ方に差はありますが、血圧の上昇・食欲減退などの影響を受けるほか、40デシベル（dB）以上の騒音は睡眠を妨げるとされています。

毎年、騒音苦情は典型7公害の中でも比較的多く、発生源も多種多様で誰もが騒音問題の加害者になりえます。

振動は、一般的には工場等の活動や交通機関の運行等により、人為的に地盤振動が発生し建物を振動させ物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与えるものです。

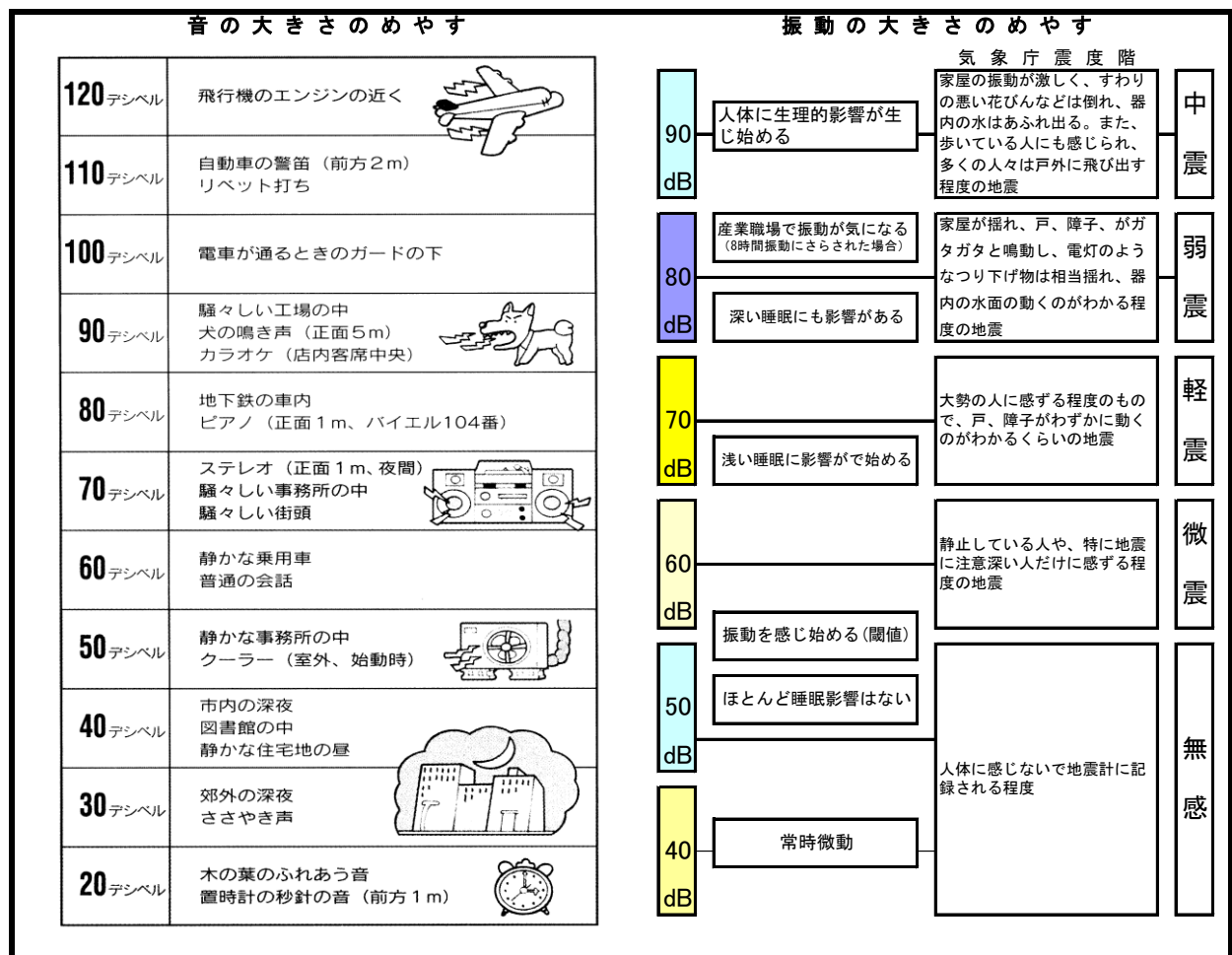
私たちが振動を感じ始めるのは、大体60dBからです。

騒音・振動対策について、騒音は「騒音に係る環境基準」によって、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準を定めています。

「騒音規制法」・「振動規制法」は、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として、工場等、建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制が行われています。

また、道路交通から発生する騒音については、自動車そのものから発生する騒音の許容限度が定められ、交通に伴って発生する騒音については要請限度が定められています。

しかし、騒音・振動の被害は主として感覚的・心理的なもので、法の規制だけで対処できないのが現状です。このような現状のなかで問題を解決するには、近所にちょっとした気配りをする等のコミュニケーションを図ることが重要な解決の糸口と思われます。



①環境基準

道路に面する地域以外の地域、道路に面する地域に係る環境基準（騒音）

類 型	地 域 の 区 分	基 準 値				
		一 般 地 域		道 路 に 面 す る 地 域		
		昼 間	夜 間	地 域 区 分	昼 間	夜 間
A 類 型	1 種 低 住 地 域	55	45	2 車 線 以 上 の 車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 地 域	60	55
	1 種 中 住 地 域					
	2 種 低 住 地 域					
	2 種 中 住 地 域					
	田 園 住 居 地 域					
B 類 型	1 種 住 居 地 域	60	50	2 車 線 以 上 の 車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 地 域	65	60
	2 種 住 居 地 域					
	準 住 居 地 域					
	調 整 区 域					
C 類 型	近 隣 商 業 地 域	60	50	車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 地 域		
	商 業 ・ 準 工 地 域					
	工 業 地 域					

時間区分：昼間… 6 時～22 時、夜間…22 時～翌日の 6 時

（注） 環境基準とは、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準をいう。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間	夜間
6 時～22 時	22 時～翌日の 6 時
70 dB以下	65 dB以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

（注） 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道、自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

※ 平成11年4月1日より等価騒音レベル（LAeq）で評価する。

②特定工場等の規制基準

騒音 地域の区分		時間の区分		昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
				8 時～19時	6 時～8 時 19時～22時	22時～翌日の 6 時
第 1 種	1 種低住・1 種中住	田 園 住 居	45	dB	40	40
	2 種低住・2 種中住					
第 2 種	1 種住居・2 種住居	準 住 居	50		45	40
第 3 種	調 整	近 隣 商 業 ・ 準 工 業	60		55	50
	工 業		65		60	50
第 4 種	工 業		70		65	60
	工 専	区 域 外	75		75	70
	工 専		60		55	50

- (注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。
- 2 次の[]の施設の敷地の周囲50mの区域（1 種低住、1 種中住、2 種低住、2 種中住、1 種住居、2 種住居、準住居及び田園住居は除く）の規制基準は上表の値から 5 dB減ずる。
[学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園]
- 3 1 種低住、1 種中住、2 種低住、2 種中住、1 種住居、2 種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工専の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上表の値から 5 dB減ずる。

振動 地域の区分		時間の区分		昼 間	夜 間
				7 時～20時	20時～翌日の 7 時
第 1 種	1 種低住・1 種中住	田 園 住 居	60	dB	55
	2 種低住・2 種中住				
	1 種住居・2 種住居	準 住 居	65		55
第 2 種	調 整	近 隣 商 業 ・ 準 工 業	65		60
	工 業		70		65
	工 専	区 域 外	75		70
	工 専		65		60

- (注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。
- 2 次の[]の施設の敷地の周囲50mの区域（工業、工専のみ対象）の規制基準は上表の値から 5 dB減ずる。
[学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園]
- 3 1 種低住、1 種中住、2 種低住、2 種中住、1 種住居、2 種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工専の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上表の値から 5 dB減ずる。

s 相当程度の騒音・振動発生施設の規制

施 設 名	原 動 機 の 定 格 出 力
送 風 機（及び排風機）	0.75kW 以上
圧 縮 機	0.75kW 以上
冷 凍 機	0.75kW 以上

相当程度の騒音・振動を発生する施設として「原動機の定格出力0.75KW以上の送風機、排風機、圧縮機及び冷凍機」を指定し、事業者には規制基準の順守を定めている。（②の規制基準に同じ）

§ 作業騒音の規制(騒音の基準は、②の特定工場等の規制基準と同じ)

規 制 対 象 作 業
板金、製かん
鉄骨・橋りょうの組立（建設の現場作業を除く）
金属材料の引抜き
鍛造
電気・ガス溶接、金属切断
電動・空気動力工具を使用する金属研磨、切削、びょう打ち
音響発生機器（楽器を含む）の組立て、試験、調整
内燃機関の試験、調整
工業用ミシンの使用
木材切削等の加工
重量物（原木、原紙、鉄材等）の積込み、積卸し
貨物の搬入、搬出
建設用重機械の使用（建設の現場作業を除く）

③特定建設作業の規制基準

規 制 の 種 別			基準値	作 業 時 間		*1日あたりの作業時間	作業期間	作業日	
地域 の 区 分			①②③	①	②	①	②	①②③	
建 設 作 業			①②③	①	②	①	②	①②③	
騒 音	法 及 び 条 例	くい打機・くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 dB	19 時 ～ 翌日の 7 時の 時間内 でないこと	22 時 ～ 翌日の 6 時の 時間内 でないこと	10 時間 を超えないこと	14 時間 を超えないこと	連続 6 日 を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
		びょう打機を使用する作業							
		さく岩機を使用する作業							
		空気圧縮機を使用する作業							
		コンクリートプラント等を使用する作業							
		(A)バックホウを使用する作業							
		(B)トラクターショベルを使用する作業							
		(C)ブルドーザーを使用する作業							
	条 例	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、ブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体・破壊する作業							
		コンクリートミキサー等を使用する作業							
		コンクリートカッターを使用する作業							
		(D)パワーショベル・スクレイパを使用する作業							
		ロードローラー等を使用する作業							
		(A)～(D)以外でこれらに類する機械を用いる作業							
振 動	法 及 び 条 例	くい打機等を使用する作業	75 dB						
		鋼球を使用して破壊する作業							
		舗装版破砕機を使用する作業							
		ブレーカーを使用する作業							

- (注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界値での値である。
- 2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
- 3 ①地域： ア 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居、田園住居、近隣商業、商業、準工、調整区域及び区域外の地域
イ 工業及び工専のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
- ②地域： 工業（①地域のイの区域を除く。）
- ③地域： 工専（①地域のイの区域を除く。）

④航空機からの拡声機騒音の規制

何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機の使用の時間、音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合は、この限りでない。

規 制 対 象	商業宣伝を目的とするものに限る
使用禁止時間	17時～翌日の9時（日・祭日は9時30分）
音 量 基 準	原則として地上で1 旋回平均65dB以下
飛 行 高 度	約400m
使 用 方 法	○ 同一地域の上空では2 旋回まで ○ 他地域への移行時は20秒以上停止 ○ 1 回使用ごとに5 秒以上休止 ○ 下記の施設の上空では使用禁止（地上で60dB以下の場合は除く） 学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園

⑤拡声機騒音（航空機からのものを除く）の規制

- (1) 学校等^{※1}の施設の敷地の周囲50mでは、商業宣伝^{※2}を目的としての拡声機の使用は禁止。
ただし、拡声機を屋内において使用する場合（屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。）であって周辺の生活環境を損うおそれのないときは除く。
※1 学校等とは、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。
※2 商業宣伝には、営業内容の放送に限らず音楽等により営業の場所を明らかにする等結果的に客を誘引する放送等も含まれる。
- (2) 商業宣伝及びその他の目的で拡声機を使用する場合は、a 音量の基準及びb 使用方法を遵守しなければならない。ただし、次のアからウの場合は除く。
ア 災害時の広報、その他公共のための使用
イ 選挙運動のための使用
ウ 商業宣伝以外の目的のための一時的使用^{※3}
※3 一時的に拡声機を使用する場合とは、祭礼、盆おどり、運動会等の行事に伴う使用、政治団体による政見発表、労働争議、集団示威運動等のための使用及び集団の誘導のために使用する場合をいう。

a 音量の基準

時 間 の 区 分		9 時(日・祭日は 9 時30分)～19時	左記以外
地 域 の 区 分			
第 1 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域		50	使 用 禁 止
第 2 種低層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域			
田 園 住 居 地 域			
第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域		55	
近 隣 商 業 地 域 ・ 商 業 地 域 ・ 準 工 業 地 域		70	
工 業 地 域		75	
調 整 区 域 ・ 区 域 外		65	

(注) 基準は、拡声機の直下の地点から 5 m離れた地点での値である。

b 使用方法

- ・ 同一場所での 1 回の使用は10分以内、次の使用まで10分以上休む。
- ・ 2 以上の拡声機使用時は、拡声機の間隔を50m以上離す。

※暴騒音の規制

公安委員会において、拡声機による暴走音の規制に関する条例が制定されている。暴走音とは音源から10m以上離れた地点で85dBを超える音と定義されている。
暴走音を生じさせる行為の禁止、警察官による停止命令などが規定されている。

⑥深夜営業騒音の規制

(1) 規制対象業種

- 飲食店

○ ゴルフ練習場

○ 液化石油ガススタンド

○ アイススケート場
- バッティングセンター

○ ガソリンスタンド

○ 遊泳場

○ カラオケボックス
- 喫茶店

○ テニスコート

○ ボーリング場

(2) 規制時間

- 22時～翌日の6時

(3) 騒音の基準

地 域 の 区 分	規 制 基 準
第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域 第2種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域 田 園 住 居 地 域	40dB
近 隣 商 業 地 域 ・ 商 業 地 域 ・ 準 工 業 地 域	50
工 業 地 域	60
工 業 専 用 地 域	70
調 整 区 域 ・ 区 域 外	50

- (注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。
- 2 次の[]内の施設の敷地の周囲50mの区域（1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居、田園住居除く）は上表の値から5dB減ずる。[病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、特別養護老人ホーム]
- 3 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工専の境界線から内側50mの範囲内の基準は上表の値から5dB減ずる。

⑦深夜における音響機器の使用規制

規 制 対 象	使用禁止時間	使 用 禁 止 区 域	対 象 機 器
飲 食 店 喫 茶 店 カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス	23時～翌日の6時	第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域 第2種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域・第2種住居地域 準住居地域・田園住居地域	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置 有線ラジオ放送受信装置

(注) 音響機器から発生する音が外部に漏れない場合には使用可能

⑧風営法に係る規制

目 的	1 善良な風俗と清浄な風俗環境の保持 2 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止			
規 制 対 象 事 業	1 風俗営業 キャバレー、社交飲食店、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、 低照度飲食店、区画席飲食店等 2 特定遊興飲食店営業 ナイトクラブ等 3 深夜飲食店営業			
規 制 内 容	人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動			
規 制 時 間 帯	1 風俗営業 24時間 2 特定遊興飲食店営業、深夜飲食店営業 午前0時～午前6時			
騒 音 規 制 基 準	時間の区分		昼 間	夜 間
	地域区分		午前6時～ 午後6時	午後6時～ 翌日午前0時
				深夜
				午前0時～ 午前6時
	第1種低層住居専用地域		dB	dB
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種低層住居専用地域		55	50
	第2種中高層住居専用地域			40
	第1種住居地域			
振 動 規 制 基 準	第2種住居地域			ただし、22時以 降は40dB
	準住居地域			
	田園住居地域			
	調整区域			
	近隣商業地域		60	55
	準工業地域			50
	工業地域			
	工業専用地域			
	区域外			
違 反 に 対 す る 措 置	商業地域		65	60
				50
	55dB（地域、時間の区分なし）			
	1 風俗営業・特定遊興飲食店営業 公安委員会による指示、営業停止、風俗営業許可の取消等			
	2 深夜飲食店営業 公安委員会による指示、営業停止等			

⑨新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	地 域 の 区 分	基 準 値
I	第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域	dB以下
	第2種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域	70
	第1種住居地域・第2種住居地域	
	準住居地域・田園住居地域・調整区域	
II	近隣商業地域・商業地域	75
	準工業地域・工業地域	

⑩自動車騒音・道路交通振動の要請限度

騒音

区 域 区 分		時間の区分		道路に面する区域		幹線交通を担う 道路に近接する 区域
				1 車線	2 車線以上	
a	第 1 種低層住居専用地域	昼間	6 時～22時	dB 65	dB 70	dB 昼間 75 夜間 70
	第 1 種中高層住居専用地域					
	第 2 種低層住居専用地域	夜間	22時～翌日 の 6 時	55	65	
	第 2 種中高層住居専用地域					
田 園 住 居 地 域						
b	第 1 種 住 居 地 域	昼間	6 時～22時	65	75	
	第 2 種 住 居 地 域					
	準 住 居 地 域	夜間	22時～翌日 の 6 時	55	70	
	調 整 区 域					
c	近 隣 商 業 地 域	昼間	6 時～22時	75	75	
	商 業 地 域					
	準 工 業 地 域	夜間	22時～翌日 の 6 時	70	70	
	工 業 地 域					

- (注) 1 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）並びに自動車専用道路をいう。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する路の端から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は、道路の端から20メートルまでの範囲をいう。

振動

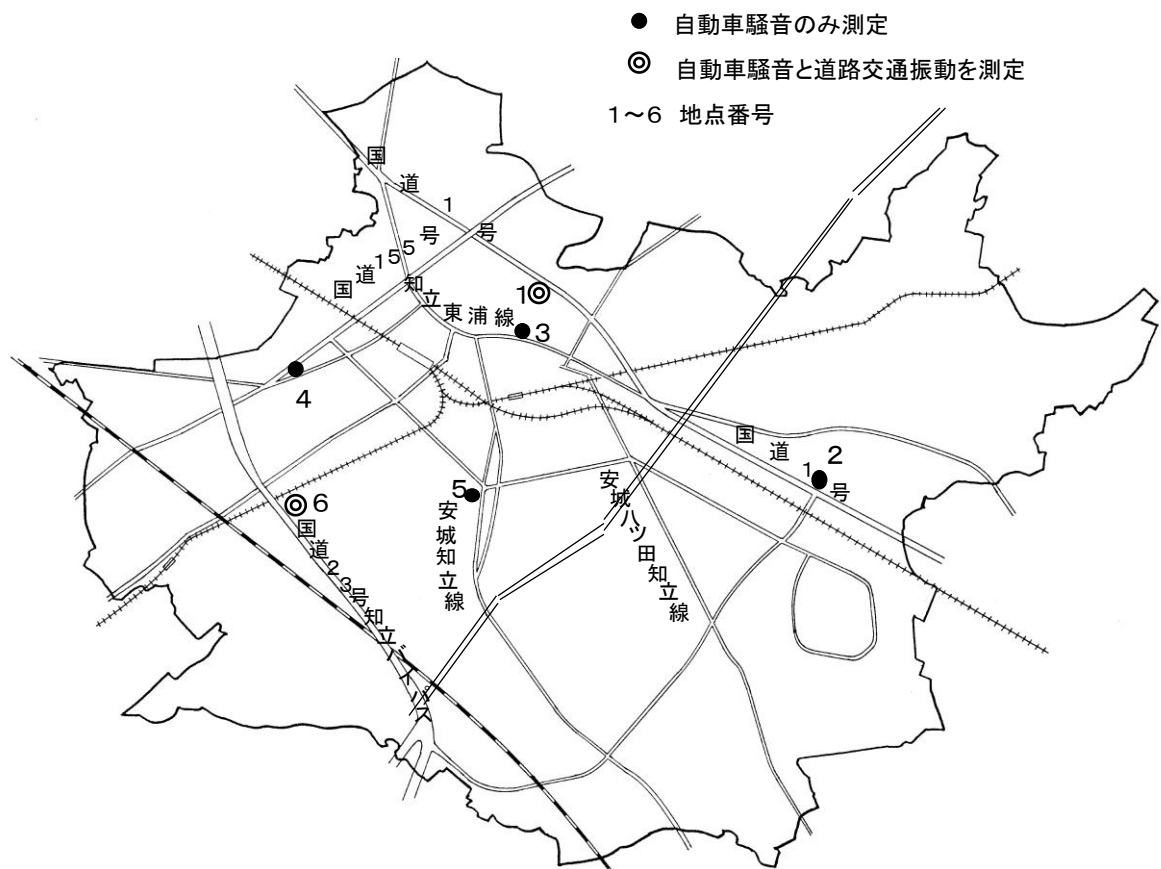
地域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
			7 時～20 時	20 時～翌日の 7 時
第 1 種	第 1 種低層住居専用地域	65	dB	dB
	第 1 種中高層住居専用地域			
	第 2 種低層住居専用地域			
	第 2 種中高層住居専用地域			
	第 1 種 住 居 地 域			
	第 2 種 住 居 地 域			
	準 住 居 地 域			
第 2 種	田 園 住 居 地 域	70		60
	調 整 区 域			
	近 隣 商 業 地 域			
	商 業 地 域			
	準 工 業 地 域			
	工 業 地 域	70		65
	工 業 地 域			

- (注) 1 要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度をいう。

2 騒音・振動測定結果

自動車騒音・道路交通振動

自動車騒音・道路交通振動測定地点



自動車騒音

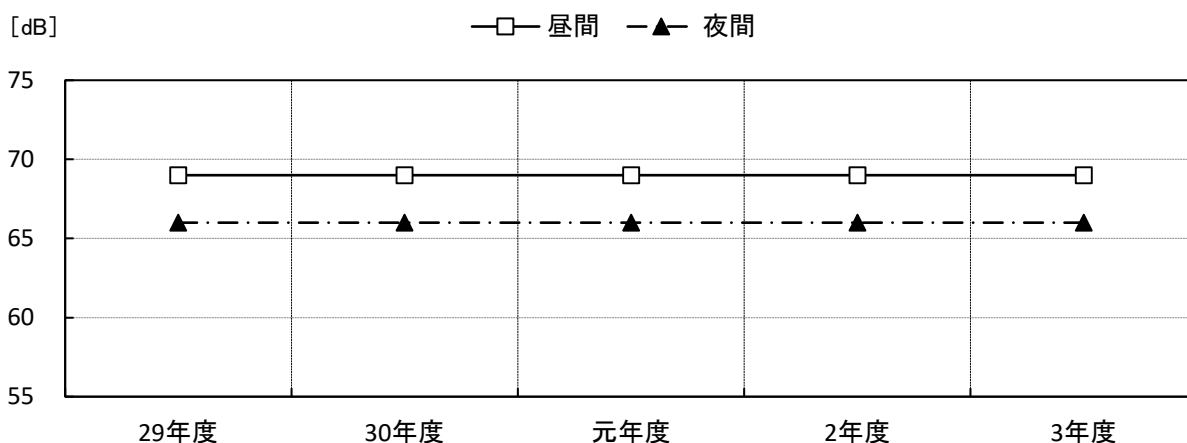
地点番号	路線名 (測定場所)	車線数	道路の 端から の距離	測定期間	3日間のエネルギー 平均値dB (LAeq)		1日間のエネルギー 平均値dB (LAeq)		用途地域
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	国道1号 (浄水場)	4	0.5m	R3.10.26～ R3.10.29	69	66	69	66	準住居
2	国道1号 (名阪興業(株))	5	3.2m	R3.10.26～ R3.10.29	62	58	61	58	2種住
3	主要地方道知立東浦線 (知立幹部交番)	2	0m	R3.10.26～ R3.10.29	67	62	67	62	1種住
4	国道155号 (鳥居2号緑地)	4	0m	R3.10.26～ R3.10.29	70	67	69	67	準住居
5	県道安城知立線 (知立消防署)	4	0m	R3.10.26～ R3.10.29	60	54	61	54	1種住
6	国道23号知立バイパス (消防団第4分団詰所)	6	0m	R3.10.26～ R3.10.29	62	60	62	60	1種住
要請限度					75	70			
					環境基準		70	65	

(注) は要請限度を超えたことを表し、 は環境基準を超えたことを表す。

主要路線自動車騒音の経年変化

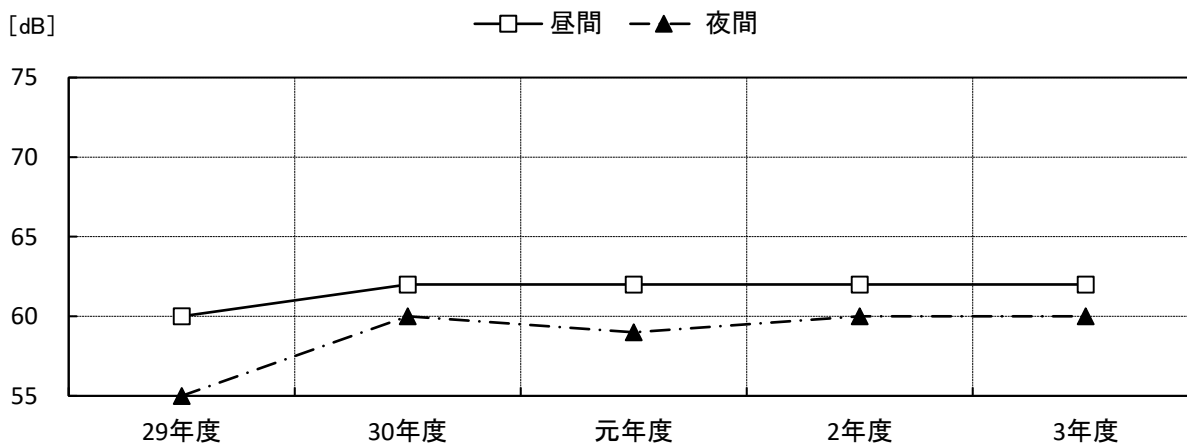
(1) 国道1号（浄水場） 準住居地域 4車線

年 度		29	30	元	2	3	要請限度
時間区分							
昼間	6:00～22:00	69	69	69	69	69	75
夜間	22:00～6:00	66	66	66	66	66	70



(2) 国道23号（消防団第4分団詰所） 第1種住居地域 6車線

年 度		29	30	元	2	3	要請限度
時間区分							
昼間	6:00～22:00	60	62	62	62	62	75
夜間	22:00～6:00	55	60	59	60	60	70



道路交通振動

地点 番号	路 線 名 (測 定 場 所)	車 線 数	道 路 敷 地 境 界 線 か 距 離	測 定 期 間	代 表 と 思 わ れ る 1 日 間 の 時 間 帯 別 平 均 値 (dB)		用途地域
					昼間	夜間	
1	国 道 1 号 (浄 水 場)	4	0.5m	R3.10.27 ~ R3.10.28	38	37	準住居
6	国道23号知立バイパス (消防団第4分団詰所)	6	0m	R3.10.27 ~ R3.10.28	50	50	1種住

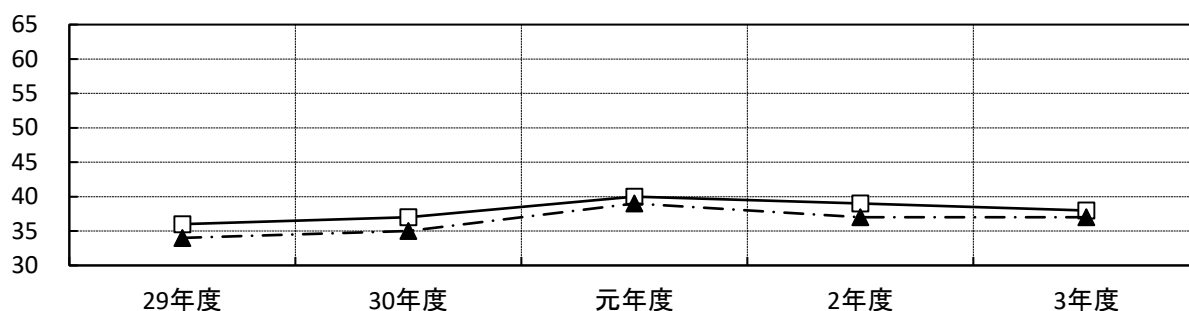
主要路線自動車振動の経年変化

(1) 国道1号(浄水場) 準住居地域 4車線

年 度		29	30	元	2	3	要請限度
時間区分							
昼間	7:00~20:00	36	37	40	39	38	65
夜間	20:00~7:00	34	35	39	37	37	60

[dB]

—□— 昼間 —▲— 夜間

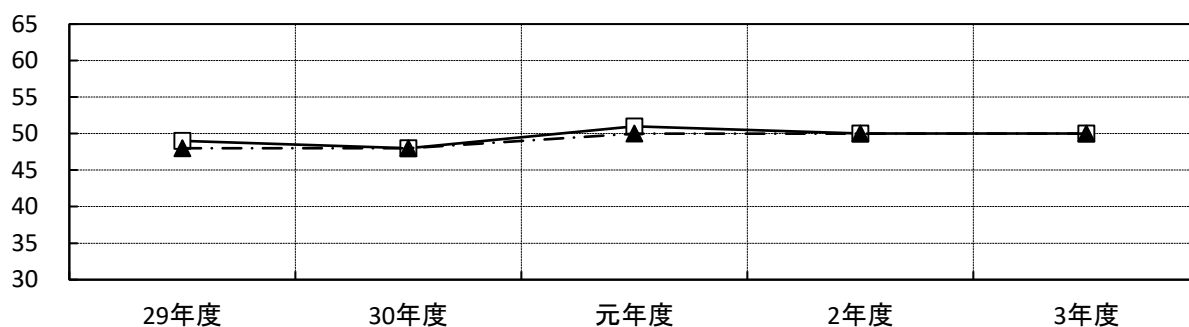


(2) 国道23号(消防団第4分団詰所) 第1種住居地域 6車線

年 度		29	30	元	2	3	要請限度
時間区分							
昼間	7:00~20:00	49	48	51	50	50	65
夜間	20:00~7:00	48	48	50	50	50	60

[dB]

—□— 昼間 —▲— 夜間



3 自動車騒音常時監視調査及び面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）※の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について、等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数及びその割合を把握するもの。

環境基準達成率の計算例

$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数（12戸）}}{\text{評価区間内全戸数（20戸）}} = 60\%$$

※等価騒音レベル（LAeq）

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したもので、人に感じる感覚的なうるささとの対応が良く、国際的にも広く採用されている。

令和3年度自動車騒音調査評価結果

地点番号	道路名	測定地点	測定期間	評価区間		
				起点	終点	区間延長(km)
14	一般国道155号	上重原町	R3. 10. 27 ～ R3. 10. 28	上重原町	上重原町	0.9
15	一般国道155号	西町		上重原町	西町	1.7
16	一般国道155号	西町		西町	山屋敷町	0.5
17	安城八ツ田知立線	八ツ田町		谷田町	山町	3.0

路線名	住居等戸数 [戸]	昼夜とも基準値以下 [戸]	昼のみ基準値以下 [戸]	夜のみ基準値以下 [戸]	昼夜とも基準値超過 [戸]	昼夜とも基準値以下 [%]	昼のみ基準値以下 [%]	夜のみ基準値以下 [%]	昼夜とも基準値超過 [%]
一般国道155号	140	124	7	0	9	89	5	0	6
一般国道155号	426	352	71	0	3	83	17	0	1
一般国道155号	43	28	7	0	8	65	16	0	19
安城八ツ田知立線	465	465	0	0	0	100	0	0	0

令和4年度以降の計画（令和3年度現在）

路線名	評価区間の総延長(km)	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		(km)		(km)		(km)		(km)		(km)		(km)	
		計画	実施	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
一般国道1号	4.3			4.3									
一般国道23号	2.9								2.9				
一般国道155号	3.3	3.3	3.1									3.3	
一般国道419号	5.0					3.5			1.5				
知立東浦線	2.4							2.4					
豊田知立線	0.6			0.6									
安城八ツ田知立線	3.3	3.3	3.0									3.3	
安城知立線	3.4								3.4				

Ⅶ 悪臭・地盤沈下

1 悪臭の概況

悪臭は、人の嗅覚を通じて不快感・嫌悪感を与える感覚公害です。発生源は多岐にわたり、牧畜、養豚はもとより製造事業所、家庭生活等から発生する浄化槽・下水からの汚臭、堆肥・有機肥料の腐敗臭、焼却臭、揮発臭、刺激臭などで、苦情件数の中でも比較的多く発生しています。

悪臭対策については、悪臭防止法と県民の生活環境の保全等に関する条例が定められています。

しかし、人の嗅覚は臭いに対し順応しやすいものですが、個人差がかなり大きいといわれており法条例では対処が困難なケースが多いことが特徴となっています。

①悪臭防止法

工場・事業場から発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、健康を保護することを目的としています。

多様化する悪臭公害に備え、複合臭の問題に対応するため、知立市では人間の嗅覚を用いて悪臭を測定する臭気指数規制を導入し、規制地域の指定と規制基準の設定を行っています。

- (1) 敷地境界線における規制基準
- (2) 気体排出口における規制基準
- (3) 排水水における規制基準

②県民の生活環境の保全等に関する条例

- (1) 悪臭の防止義務

工場等の設置者は、事業活動に伴って生じたアンモニア、メチルメルカプタンその他の不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質をみだりに排出してはならない。

- (2) 悪臭関係工場等の届出対象事業

次の業種の工場は、毎年度終了後1月以内に届出書を提出しなければならない。

- ・畜産農業 豚房施設（豚房の総面積が50㎡以上）
牛房施設（牛房の総面積が200㎡以上）
鶏3,000羽以上飼育
うずら20,000羽以上飼育
- ・乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料の製造業
- ・コーンスターチ製造業
- ・クラフトパルプ製造業
- ・加硫施設を有するゴム製品製造業
- ・カプロラクタムの製造施設を有する石油化学工業
- ・溶鋳炉を有する製鉄業
- ・化製場
- ・ごみ処理場
- ・紡糸施設を有するレーヨン製造業
- ・製膜施設を有するセロファン製造業
- ・石油精製業
- ・シェルモールド法による鋳物製造業
- ・し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）
- ・終末処理場

- (3) 屋外燃焼行為に関する規制

何人も、次の物質を、屋外で一定の要件を満たす焼却炉を使用しないで燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により物を燃焼させる場合、公益上・社会の慣習上やむを得ない場合、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合を除く。

- | | | | | |
|--------------|-----|-------|------|-----|
| ・ゴム | ・皮革 | ・合成樹脂 | ・ピッチ | ・油脂 |
| ・草及び木（木材を含む） | ・紙 | ・繊維 | | |

悪臭物質と主要発生源

悪臭物質	臭気の性質	主要発生源	事業場
アンモニア	尿臭	・畜産農業 ・でん粉製造業 ・魚腸骨処理場	・鶏糞乾燥場 ・化製場 ・フェザー処理場 ・ごみ、し尿、下水処理場
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	・魚腸骨処理場 ・ごみ、し尿、下水処理場 ・化製場	・クラフトパルプ製造業
硫化水素	腐った卵臭	・畜産農業 ・化製場 ・魚腸骨処理場 ・でん粉、セロファン、レーヨン製造業	・クラフトパルプ製造業 ・ごみ、し尿、下水処理場 ・フェザー処理場
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	・魚腸骨処理場 ・ごみ、し尿、下水処理場 ・クラフトパルプ製造業	・化製場
トリメチルアミン	腐魚臭	・畜産農業 ・水産缶詰製造業 ・魚腸骨処理場	・化製場 ・複合飼料製造業
アセトアルデヒド	青臭い刺激臭	・魚腸骨処理場 ・アセトアルデヒド、酢酸、酢酸ビニル製造工場 ・たばこ製造工場	・複合肥料製造工場 ・クロロブレン製造工場
プロピオンアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	・塗装工場 ・自動車修理工場 ・魚腸骨処理場	・印刷工場
ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド	むせるような 甘酸っぱい焦げ臭	・輸送用機械器具製造工場 ・油脂系食料品製造工場 ・その他金属製品製造工場	
イソブタノール	刺激的な発酵臭	・塗装工場 ・印刷工場 ・木工工場	
酢酸エチル メチルイソブチルケトン	シンナー臭	・繊維工場 ・鋳物工場 ・自動車修理工場	
トルシエン	ガソリン臭	・輸送用機械器具製造工場 ・その他機械製造工場 ・その他金属製品製造工場	
スチレン	都市ガス臭	・スチレン製造工場 ・化粧合板製造工場 ・FRP製品製造工場	・ポリスチレン製造工場 ・SBR製造工場
プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	・脂肪酸製造工場 ・畜産事業場 ・でん粉製造工場	・染色工場 ・化製場
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	汗くさい靴下臭	・畜産事業場 ・でん粉製造工場 ・畜産食料品製造工場	・化製場 ・し尿処理場 ・廃棄物処分場 ・魚腸骨処理場

悪臭に係る臭気指数規制の導入について

多様化する悪臭物質や複合臭が原因の悪臭苦情において、物質濃度規制では対応が難しい事例がみられます。

これらの事例にも対応するため、知立市は平成18年10月1日から事業場に対する悪臭規制の方式について、これまでの物質濃度規制に代えて、人間の嗅覚を用いる臭気指数規制を導入しました。

臭気指数規制の概要

臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をおいを感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数「臭気濃度」から次式により算定します。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10} (\text{「臭気濃度」})$$

＜計算例＞ 問題となるにおいを100倍まで希釈してにおいを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (100) = 20$$

参考

臭気指数10 = ほとんどの人が気にならない臭気の状態

臭気指数12～15 = 氣をつければ分かるにおい（希釈倍率16～32倍）

臭気指数18～21 = らくに感知できるにおい（希釈倍率63～126倍）

規制基準

「工場・事業場の敷地境界（1号基準）」、「気体排出口（2号基準）」及び「排水水（3号基準）」に対する規制があり、それぞれに対する規制基準は以下のとおりです。

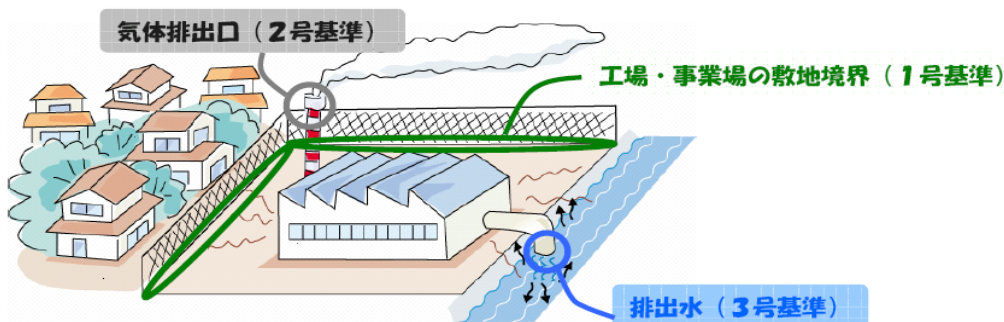
（単位：臭気指数）

規制地域の区分※1	第1種地域	第2種地域	第3種地域
工場・事業場の敷地境界	12	15	18
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出※2		
排水水	28	31	34

※1 規制地域は地域における悪臭に対する順応状況に応じて、第1種地域（専ら住居の用に供されている地域等）、第2種地域（第1種地域と第3種地域との中間的な地域）及び第3種地域（主として工場の用に供されている地域等）に区分されています。

なお、規制地域の区分を示す図面は、関係市町村及び愛知県環境部大気環境課でご覧になれます。

※2 敷地境界外の着地点において1号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値。



2 地盤沈下の概況

地盤沈下は地表面が徐々に沈下していく現象で過剰な地下水の汲み上げによって生じます。その結果、広範囲に長い期間をかけゆっくりと進行するため、人体に感じることはありませんが、建造物等に被害をもたらします。

また、ひとたび沈下すると復元不可能という公害の中でも特異的な性質をもっています。

知立市内においては、地盤沈下の動向を監視するため、地下水位を測定しています。

地下水位測定結果

観測井戸記号	所 在 地		ストレーナー位置		固定点標高
TR-3	山屋敷町見社41	ちびっこ広場（公園）	4.6 ～ 5.6m		4.415m
年度 月	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
4月	0.98	1.01	1.03	1.03	1.03
5月	1.06	0.95	1.04	1.04	1.04
6月	1.24	1.04	0.96	0.99	1.12
7月	1.32	1.11	0.94	0.86	0.89
8月	1.07	1.00	1.24	1.20	0.92
9月	1.27	0.91	1.24	1.06	0.98
10月	1.09	1.11	1.14	1.20	1.07
11月	1.08	1.25	1.29	1.28	1.20
12月	1.35	1.19	1.41	1.53	1.07
1月	1.19	1.22	1.14	1.55	1.18
2月	1.26	1.43	1.15	1.00	1.11
3月	1.06	1.03	1.01	0.96	1.31
平均値	1.16	1.10	1.13	1.14	1.08
変動幅	0.37	0.52	0.47	0.69	0.42

※ 変動幅とは、各年における最高値と最低値の差

単位：m

VIII 土 壌 汚 染

1 土 壌 汚 染 の 概 況

土壌汚染は、土壌が直接的あるいは水質汚濁や大気汚染を通じて、間接的に汚染されるものです。

その汚染の原因物質は、揮発性有機化合物、重金属、農薬などの有害物質です。

有害物質を含む土壌や地下水を摂取することにより、健康被害につながるおそれがあります。

土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液10につき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐 (り ん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液10につき0.01mg以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液10につき0.05mg以下であること。
砒 素	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総 水 銀	検液10につき0.0005mg以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ほ う 素 及 び そ の 化 合 物	検液10につき1mg以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液10につき0.02mg以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液10につき0.002mg以下であること。
1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	検液10につき0.004mg以下であること。
1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液10につき0.1mg以下であること。
1,2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液10につき0.04mg以下であること。
1,1,1- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	検液10につき1mg以下であること。
1,1,2- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	検液10につき0.006mg以下であること。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液10につき0.01mg以下であること。
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液10につき0.01mg以下であること。
1,3- ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	検液10につき0.002mg以下であること。
チ ウ ラ ム	検液10につき0.006mg以下であること。
シ マ ジ ン	検液10につき0.003mg以下であること。
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液10につき0.02mg以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液10につき0.01mg以下であること。
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	検液10につき0.8mg以下であること。
セ レ ン	検液10につき0.01mg以下であること。

IX 環境啓発

1 生活排水対策

近年、川や海の汚れの多くが、私たちの日常生活に伴って排出される炊事、洗濯などの生活排水が原因といわれています。このため、家庭からできるだけ汚れを出さないような努力や取り組みをするなど、その対策が重要な課題となっています。

家庭でできる生活排水対策

生活排水は、私たちのちょっとした工夫できれいにすることができます。

美しい川や海を汚さないためにも、次のことに気をつけましょう。

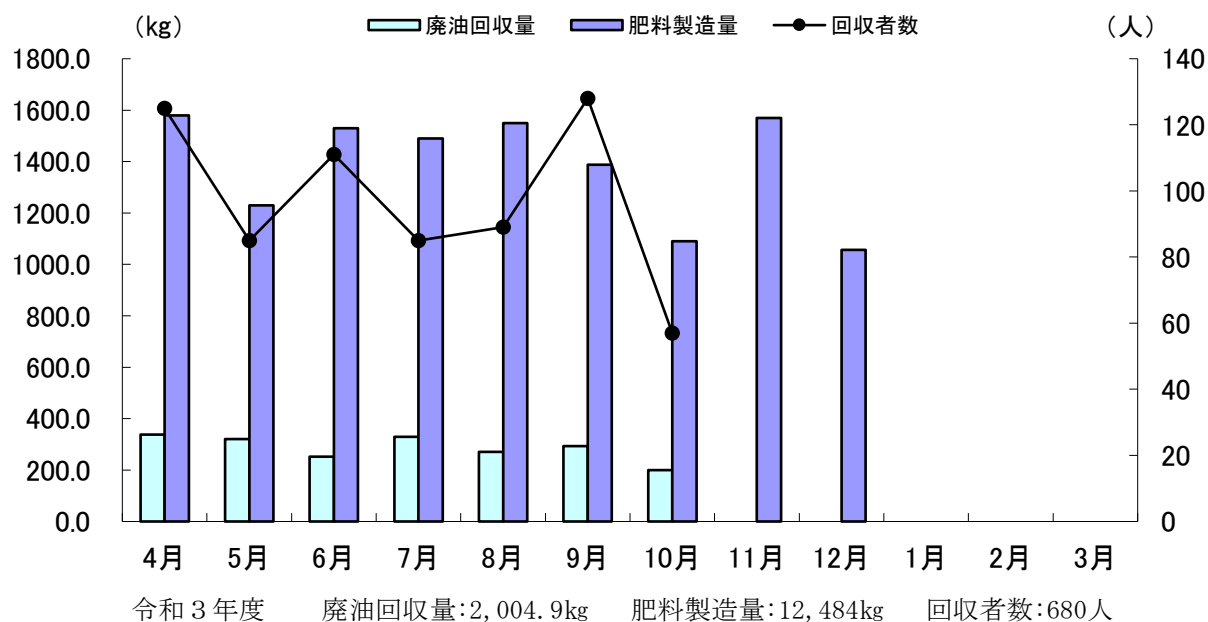


2 食用廃油回収事業

本市では、河川の浄化など環境汚染を防止するとともに、リサイクル活動の一手段として、平成7年9月より、家庭で使用済みとなった食用廃油（てんぷら油）の回収を始めました。

回収は市内公立保育園を中心に13か所で行い、回収された食用廃油は、米ぬかと混ぜて肥料として再利用を行っていましたが、令和3年9月末で回収を終了、12月末で肥料製造を終了しました。

食用廃油回収実績及び肥料製造量（月別）



X 補助金交付事業

1 浄化槽設置整備費補助事業

浄化槽（合併処理浄化槽）は、し尿の他に台所、洗濯、風呂等の生活排水を合せて処理するもので、し尿のみを処理する単独浄化槽に比べ数倍もきれいな水を放流することができます。

平成16年度より、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、浄化槽の切り替えに要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

①補助制度の概要

◎補助対象地域

公共下水道認可区域を除く市内全域。

◎補助対象者

市内に居住している者で、主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者。

汲み取り式トイレまたは単独浄化槽からの切り替え設置のみ（新築は除く）。

◎補助金の額

人 槽 区 分	限度額
5 人 槽	460,000円
7 人 槽	572,000円
10人槽	771,000円

②補助実績

人槽区分 年 度	5 人 槽 (割合)	7 人 槽 (割合)	10人槽 (割合)	計	補助金 交付額
平成29年度	2基 50.0%	2基 50.0%	0基 0.0%	4基	2,064千円
平成30年度	1基 50.0%	1基 50.0%	0基 0.0%	2基	1,032千円
令和元年度	0基 0.0%	1基 100.0%	0基 0.0%	1基	572千円
令和2年度	2基 66.7%	1基 33.3%	0基 0.0%	3基	1,492千円
令和3年度	1基 50.0%	1基 50.0%	0基 0.0%	2基	1,032千円

2 住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業

地球温暖化対策の一環として、家庭での効率的なエネルギー利用の促進を通して温室効果ガスの削減を図るため、住宅用地球温暖化対策設備の設置に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

令和元年度より、太陽光発電システムは一体的導入（エネルギー管理システム（HEMS）、リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車等充給電設備（V2H）の同時設置）によるものを対象としています。

①補助制度の概要（令和3年度）

◎補助対象者

住宅用地球温暖化対策設備補助金

- (1) 自ら居住し、又は居住する予定の知立市内の住宅（集合住宅等含む）に施設を設置する者。
- (2) 自ら居住するために知立市内の施設付新築建売り住宅を購入する者。

次世代自動車購入費補助金

令和3年4月1日以後に新車登録した者であって、次世代自動車を自ら使用する目的で購入する者。ただし、電気自動車等充給電設備（V2H）を設置している者に限る。

◎対象システム・補助金の額

対象システム	補助金の額
一体的導入 ・太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム(HEMS) ・太陽光発電システム、電気自動車等充給電設備(V2H)、エネルギー管理システム(HEMS)	20万円 18万円
家庭用燃料電池システム	8万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	8万円
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	8千円
電気自動車等充給電設備(V2H)	5万円
住宅用太陽熱利用システム ・強制循環型システム ・自然循環型太陽熱温水器	7万円 3万円
次世代自動車 ・燃料電池自動車(FCV) ・電気自動車(EV) ・プラグインハイブリッド自動車(PHV)	20万円 5万円 5万円

②補助実績

年 度	補助対象システム	補助件数	補助金額
平成29年度	太陽光発電システム	76基	8,693,000円
	太陽熱利用システム	2基	160,000円
	燃料電池システム	14基	1,400,000円
	リチウムイオン蓄電システム	25基	2,500,000円
	エネルギー管理システム (HEMS)	21基	210,000円
	電気自動車等充給電設備 (V2H)	0基	0円
	次世代自動車	0台	0円
	計		12,963,000円
平成30年度	一体的導入 (太陽光・蓄電池・HEMS)	10件	2,670,000円
	太陽光発電システム	56基	4,317,000円
	太陽熱利用システム	4基	240,000円
	燃料電池システム	23基	2,300,000円
	リチウムイオン蓄電システム	27基	2,160,000円
	エネルギー管理システム (HEMS)	10基	80,000円
	電気自動車等充給電設備 (V2H)	0基	0円
	次世代自動車	1台	80,000円
	計		11,847,000円
令和元年度	一体的導入 (太陽光・蓄電池・HEMS)	22件	5,500,000円
	一体的導入 (太陽光・V2H・HEMS)	0件	0円
	太陽熱利用システム	1基	40,000円
	燃料電池システム	21基	2,100,000円
	リチウムイオン蓄電システム	18基	1,440,000円
	エネルギー管理システム (HEMS)	11基	88,000円
	電気自動車等充給電設備 (V2H)	0基	0円
	次世代自動車	0台	0円
	計		9,168,000円
令和2年度	一体的導入 (太陽光・蓄電池・HEMS)	21件	5,250,000円
	一体的導入 (太陽光・V2H・HEMS)	0件	0円
	太陽熱利用システム	0基	0円
	燃料電池システム	20基	2,000,000円
	リチウムイオン蓄電システム	25基	2,000,000円
	エネルギー管理システム (HEMS)	6基	48,000円
	電気自動車等充給電設備 (V2H)	0基	0円
	次世代自動車	0台	0円
	計		9,298,000円
令和3年度	一体的導入 (太陽光・蓄電池・HEMS)	18件	3,600,000円
	一体的導入 (太陽光・V2H・HEMS)	0件	0円
	太陽熱利用システム	1基	70,000円
	燃料電池システム	28基	2,240,000円
	リチウムイオン蓄電システム	41基	3,280,000円
	エネルギー管理システム (HEMS)	11基	88,000円
	電気自動車等充給電設備 (V2H)	0基	0円
	次世代自動車	0台	0円
	計		9,278,000円

XI 知立市電気自動車等充電スタンド運用事業

1 充電スタンドの概要と運用

知立市では、地球温暖化対策の一環として、次世代自動車の普及による温室効果ガスの削減を積極的に進めるため、市役所来庁者駐車場に普通充電スタンドを設置し、平成29年2月から運用を開始しました。

①充電スタンドの概要

設備の内容	普通充電スタンド（200V） 1基
設備の場所	知立市役所 来庁者駐車場（ATMコーナー付近）
対象車両	電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）

②充電スタンドの運用

利用時間	午前9時から午後5時まで 1人1日1回とし、1回につき60分以内
利用料金	かかりません

※令和2年4月1日より登録制度を廃止しました。



XII 知立市温室効果ガス(CO₂)排出量

1 知立市温室効果ガス(CO₂)算定基準

本市のエネルギー消費量の算定方法は、環境省発行（平成21年6月）の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」に準拠した算定方法としました。

算定方法は、市単位でデータがあるもの（電気、都市ガス）はB法（積み上げ法）、データがないものはA法（按分法）としました。A法（按分法）は、「都道府県別エネルギー消費統計」から愛知県の消費エネルギーを各活動分野毎に各種指標で知立市に按分する方法です。

（※各種統計値の遡っての修正があったため見直しを行っています。）

2 知立市温室効果ガス(CO₂)排出量の算出結果

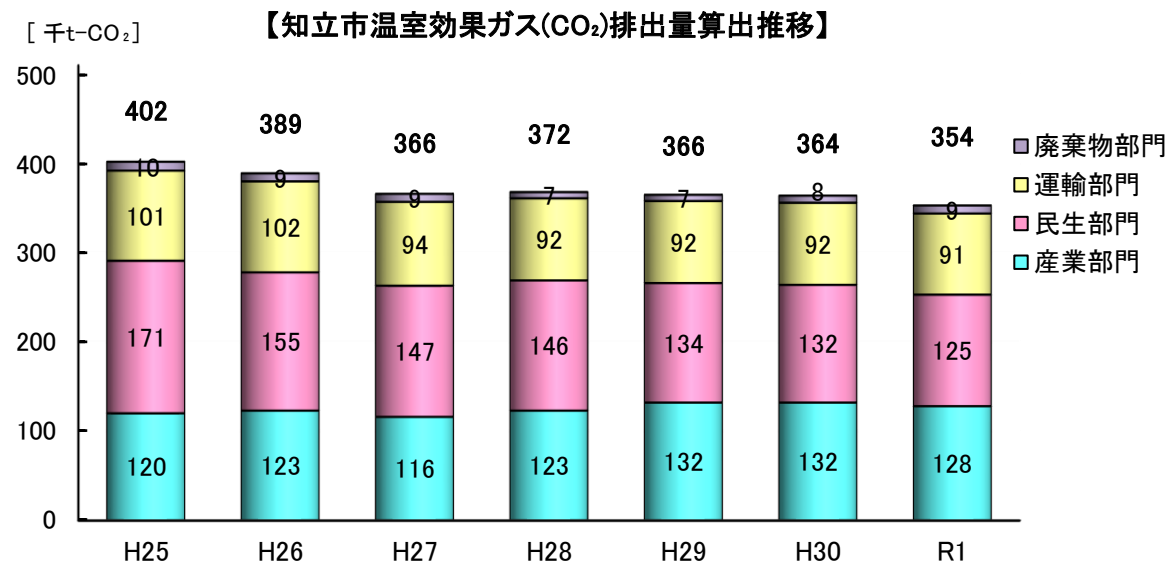
○部門別排出量推移（令和元年度は暫定値） [単位：千t-CO₂]

年 度	産業部門	民生部門	運輸部門	廃棄物部門	合計	平成25年度年度比
平成25年度	120	171	101	10	402	基準年
平成26年度	123	155	102	9	389	97%
平成27年度	116	147	94	9	366	91%
平成28年度	123	146	92	12	372	93%
平成29年度	132	134	92	7	366	91%
平成30年度	132	132	92	8	364	91%
令和元年度	128	125	91	9	354	88%

※四捨五入等の関係により合計が合わないことがある。

※令和2年度～令和3年度は、算出元となる環境各種統計値が公開されていないため実績値は未確定。

※各種指標の根拠データの修正により、前年に公表した値と異なることがあります。



総排出量は、第2次知立市環境基本計画の基準年度である平成25年度と比較し令和9年度はマイナス19%の目標値となっています。目標値に対する達成状況については、基準年度である平成25年度に対し、令和元年度はマイナス12%と減少しています。

用語解説

◆ 環境関係用語 ◆

環境基本法

環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律です。環境に関するすべての法律の最上位に位置します。環境の保全に向けて、環境法の基本理念を明らかにし、社会の構成員それぞれ（国、地方公共団体、事業者、国民）の役割を定め、環境保全のための施策の基本となる事項や方法を定めることで、現在だけでなく、将来の国民の生活の確保、さらには人類の福祉に貢献することを目的としています。

環境アセスメント制度（環境影響評価制度）

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましいものとして定められた基準です。この基準は、行政上の目標であって、環境行政を進めていく上での指針となるものです。

環境ホルモン

環境省は「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を「外因性内分泌攪乱化学物質」（いわゆる「環境ホルモン」）と定義しています。環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本条件に関わるものであり、世代を超えて深刻な影響をもたらす恐れがあることから、環境保全上の重要課題となっています。現在、ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ビスフェノール A、フタル酸エステル、トリブチルスズなど約 70 種類が内分泌攪乱作用を有するものとして疑われています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮したうえで、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することをいいます。

公害

環境基本法で公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く）、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。この 7 公害は通常「典型 7 公害」と呼ばれ、公害行政として取り組むべき公害の範囲とされています。

総量規制

一定地域内で排出される汚染物質の総量を、当該地域の環境の自浄能力又は環境基準に照らして算出される許容量内に抑えようとする規制方式をいいます。従来の濃度規制は、汚染物質の排出量に関係なく、その濃度だけを規制していたため、排水（ガス）の希釈や工場等の新增設によって汚染物質の排出量が増加し、環境基準の達成、維持が困難となっているものがあります。このため、環境基準の達成、維持を目的として、汚染物質の排出量を地域の総量で規制する総量規制方式の導入が必要となり、現在、大気汚染防止法では硫黄酸化物について、水質汚濁防止法では COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量について、それぞれ特定の地域において総量規制を実施しています。

ダイオキシン類

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称で、物の燃焼等の過程で非意図的に生成し、生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。

地球環境問題

被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題及び先進国も含めた国

際的な取組が必要とされる開発途上国における環境問題をいい、具体的には、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、野生生物の種の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の環境問題などがあります。

地球温暖化

二酸化炭素、水蒸気、メタン、亜酸化窒素、オゾン、フロンガス等は、太陽からの日射エネルギーをほぼ完全に透過させる一方、逆に地表から再放射される赤外線を途中で吸収して宇宙空間に熱を逃がさない効果を持っています。この効果はちょうど、温室のガラスが光を通して熱を逃がさない役目を持っていることにたとえて「温室効果」と呼ばれています。

地球の温暖化とは、人間活動の拡大により大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、温室効果が強化され、地球の気温が気候の自然な変動に加えて上昇することをいいます。

ppm、ppb

100万分の1を示す単位で、ごく微量の物質の濃度を表すのに用いられます。1ppmとは、1m³の大気中に1cm³、1ℓの水の中に1mgの物質が含まれていることをいいます。水質汚濁では、ppmとほぼ等しい単位としてmg/ℓを用い、1ℓの中に1mgの物質が存在する状態を1mg/ℓで表します。なお、さらにごく微量の物質の濃度を表す場合には、ppmの千分の1、すなわち10億分の1を表すppbという単位を用いたりします。

ナノグラム（ng）、ピコグラム（pg）

1 ナノグラム：1gの10億分の1

1 ピコグラム：1gの1兆分の1＝ナノグラムの千分の1

◆ 大気関係用語 ◆

ばい煙

大気汚染防止法でばい煙とは、「燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうち人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある有害物質として、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物」と定義されています。

粉じん

大気汚染防止法で粉じんとは、「物の破壊、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」のことをいい、法律では、特定粉じんと一般粉じんに分けています。特定粉じんとは、「粉じんのうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」とされており、現在石綿（アスベスト）が特定粉じんに指定されています。一般粉じんとは、粉じんのうち特定粉じん以外のものをいいます。

降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって地上に降下したもので、気象条件等の影響を受けるといわれています。発生源は、石炭、コークス、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により土砂が舞い上げられたものなどがあります。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している「ばいじん」や「粉じん」のうち、粒径が10ミクロン（1ミリの100分の1）以下のものをいいます。

酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもpHは5.6程度となっています。

このため、一般的にはpHが5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれており、森林や建物に被害を与えたりします。

オゾン層の破壊

オゾンは、成層圏にある酸素に強力な紫外線があたることによって生成する物質ですがこの成層圏にあるオゾン層は、生物に有害な太陽からの紫外線の大部分を吸収してくれるという大切な働きを持っています。ところが地上で放出されたフロン類はオゾン層まで上昇し、紫外線によって分解されて塩素原子を放出します。オゾンはこの塩素原子と反応することによって破壊されてしまいます。このオゾン層の破壊が進むと、地上に降り注ぐ紫外線の量

が増加し、植物への被害や皮膚がんの増加等を引き起こしたりする結果へとつながります。

フロン類

フッ素と炭素等からなる化合物の総称で、 CFC （クロロフルオロカーボン）、 HCFC （ハイドロクロロフルオロカーボン）、 HFC （ハイドロフルオロカーボン）などがあります。用途としては、建築用の断熱材・ウレタンフォームなどの発泡剤、冷蔵庫・エアコンなどの冷却材、 IC 等の電子部品の洗浄剤など幅広く使用されてきました。大気に放出されたフロン類による、環境への影響としては、オゾン層を破壊することが判明しています。

また、フロン類には、 CO_2 の数百倍から一万倍以上の温室効果を持つものがあり、地球温暖化の原因の一つとなっています。

ジクロロメタン

無色の液体で、エーテル臭がしますが不燃性です。脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。

高濃度吸収の場合、嘔吐、四肢の知覚異常などが起こります。

テトラクロロエチレン

パークレン、パークロロエチレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されます。高濃度の場合、眼、鼻、喉を刺激します。蒸気を吸引すると麻酔作用があり、頭痛、めまい、意識喪失を起こします。

また、がんの原因にもなるといわれています。

トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。クロロホルムのような臭いがあり、眼、鼻、喉を刺激します。蒸気を吸引すると頭痛、めまい、吐き気および貧血、肝臓障害を起こします。

また、がんの原因にもなるといわれています。

ベンゼン

合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されています。ガソリン中にも1%含まれています。高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よろめき、平衡感覚減少、昏睡など主に中枢神経に影響を受けます。また、がんの原因にもなるといわれています。

硫黄酸化物（ SO_x ）

硫黄の酸化物全体のことで、主として二酸化硫黄 SO_2 （亜硫酸ガス）と三酸化硫黄 SO_3 （無水硫黄）です。重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼することにより発生します。二酸化硫黄は不燃性・無色・強い刺激臭を持つ気体で、鼻、のど、目などを刺激したり、植物を枯らしたりします。

窒素酸化物（ NO_x ）

窒素（ N_2 ）と酸素（ O_2 ）の化合物全体のことをいい、一酸化窒素（ NO ）、二酸化窒素（ NO_2 ）がその主なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。赤褐色の刺激性の気体で、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに健康に影響を及ぼすといわれています。

一酸化炭素（ CO ）

酸素が不足している状態で、燃料が燃焼したときに発生する無色、無臭の空気より少し軽い有害ガスのことで、体内に吸収されると、血液中のヘモグロビン（血色素のこと、体のすみずみまで酸素を運ぶ役目をする）と結合し、酸素の運搬力を弱め、ひどいときには、窒息にまで至ります。

光化学オキシダント（ O_x ）

大気中の窒素感化物、炭化水素等が強い紫外線により、光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシシアセチルナイトレート）等の刺激性を有する物質の総称です。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかった状態になることを光化学スモッグといいます。4月から10月にかけて、気温が高く、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、目やのどに刺激を与えます。

◆ 水質関係用語 ◆

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全するために基準が定められている以下の12項目です。水素イオン濃度指数（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、n-ノルマルヘキサン抽出物質、浮遊物質（SS）、溶存酸素（DO）、大腸菌群数、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準において、人の健康を保護するために基準が定められているカドミウムを始め27項目のことをいいます。

生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいいます。「生活排水」のうち、し尿を除いたものを「生活雑排水」といいます。最近では、河川等の汚濁に占める生活排水の割合が高くなっており、対策が急がれています。

pH（水素イオン指数）

溶液中の水素イオン濃度を0から14で示す尺度で、pH7を中性とし、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性です。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物が一定時間、一定温度で微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量のことです。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味します。

化学的酸素要求量（COD）

水中の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で一定時間酸化させたときに消費される酸素量のことです。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味します。

浮遊物質（SS）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。これらは、魚類のえらに付着してへい死させたり、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える一方、河川に污泥床を形成したりします。

溶存酸素量（DO）

水の汚染状態を示す一つの項目で、水に溶けている酸素量のことをいいます。汚濁度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになります。

n-ヘキサン抽出物質

油脂、ワックス、グリスなど酸性でノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称で、通常「油分等」といわれており、鉱油、動植物油等の量を表す指標として使われています。

大腸菌群数

人及び動物の腸内に寄生する細菌に属するグループの総称で、一種類のものではありません。大腸菌が多数存在する場合には、人畜のし尿などで汚染されている可能性があり、腸管に由来する病原性ウイルス群、細菌群、寄生虫群も存在する疑いがもたれます。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素酸化物のうち硝酸性塩及び亜硝酸性塩のことをいい、水中の窒素酸化物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。これらは肥料、火薬製造、ガラス製造の原料などに使用されています。乳幼児では高濃度の水の飲用によりメトヘモグロビン血症（血液中の酸欠による呼吸困難）を引き起こす可能性があり、又多量の飲用により胃、食道等の臓器に腫瘍が発生します。

カドミウム（Cd）

銀白色の柔らかい金属で主に金属精錬、メッキ工場、化学工場等より排出されます。少量でも体内に蓄積され、吐気、下痢を起こし、腎症状のほか貧血肝臓障害を起こします。

全シアン（CN）

青酸（シアン化水素）及びその塩類の総称をシアン化合物といいます。猛毒性があり、消化器や皮膚から容易に吸収されて、迅速に中毒症状を示し、時には突然意識不明になることもあります。

鉛（Pb）

柔らかい灰白色の金属で空気中で酸化されやすく、鉛化合物による中毒は昔から鉛毒として知られており、肺、消化器、皮膚などを通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こします。

クロム（Cr）

耐蝕性、耐燃性に富み、メッキやステンレス原料として用いられる重金属です。クロム酸は皮膚、粘膜の腐食性が強く、また体内に吸収されたクロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓のほか腎臓及び脾臓に蓄積することが確かめられています。

砒素（As）

銅鉱業の副産物で、砒素、亜砒酸、砒化水素などのほとんどの化合物も全て猛毒です。農薬の成分（殺虫剤）として用いられます。砒素化合物は皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して貧血、嘔吐などの慢性中毒を起こします。

水銀（Hg）

常温で唯一の液体金属で、室温で容易に蒸発し、毒性を発揮します。水銀の用途は、各種触媒や医薬品用が主体で、この他に各種計器や電気器具等に用いられています。水銀は神経系を侵し、手足の震えを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力、視力の減退を引き起こします。これが金属水銀によるものである場合には蓄積性も乏しく、症状もひどくなければ一過性で全治しやすいとされていますが、有機物と化合してできる有機水銀、中でもアルキル水銀（メチル水銀、エチル水銀等）による場合には、特異な猛毒を示すため、いったん発症すると、重症の神経症状として現れます。水俣湾沿岸および阿賀野川流域で発生した有機水銀中毒（水俣病）の原因はメチル水銀でした。

四塩化炭素

フルオロカーボン類の原料、溶剤、機械洗浄剤、防虫剤などに使用されています。特有臭をもつ不燃性の無色透明の液体で、水に溶けにくく揮発性があります。吸入により、中枢神経衰弱を起こしたり、肝臓や腎臓に影響を及ぼします。

シスー１，２－ジクロロエチレン

常温で液体、刺激臭があります。染料抽出剤、合成中間体に用いられます。人体への影響は、麻酔作用、肝障害などがあります。

◆ 騒音・振動関係用語 ◆

騒音レベル

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴覚補正を加味して、dB（A）で表します。

振動レベル

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数等によって異なります。振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに周波数による感覚補正を加味して dB で表します。

等価騒音レベル

変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総暴露量を時間平均した物理的な指標であるため、異なる音源からの騒音を合成したり、逆に特定の音源の寄与割合を求めたりといった演算の合理性に富みます。このことにより、音響的な計算が簡便であり、予測計算方法も単純化されます。また睡眠影響やアノイアンス（人に感じられる感覚的なうるささ）との対応にも優れているとされています。

近隣・生活騒音

家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等をいいます。

要請限度

騒音規制法または振動規制法の指定地域において、自動車騒音または道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のための道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。この限度のことを要請限度といいます。

資 料

○知立市環境基本条例

平成 19 年 3 月 27 日条例第 10 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 10 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する推進施策（第 11 条—第 19 条）

第 4 章 環境審議会（第 20 条）

附則

私たちのまち知立市は、豊かな水と緑をたたえて生き物を育む逢妻川、猿渡川が流れ、平坦な地形のうえに田園風景が各地に広がっており、貴重な自然環境が残されています。また、宿場町として栄えた歴史と文化を背景に、公園、旧街道、神社、仏閣などにけやき、まつ、いぶきなどの樹木やかきつばた、はなしょうぶなどの草花が守り育てられており、私たちの憩いの場を生み出しています。

このような水と緑と文化に恵まれた環境に支えられながら、私たちのまちは心豊かに暮らせる住宅都市として、また、西三河地域の交通の要衝として、今日まで着実な発展を遂げてきました。

しかしながら、私たちの暮らしが快適で便利になるとともに、都市化の進展や産業の発展に伴い環境への負荷がもたらされ、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に難しくなってきました。

私たちは、これまでの良好な環境を保持するための取組を一層推進するとともに、生態系に配慮し、地域特性を生かしつつ、将来にわたって健康で文化的な生活を守るような環境の保全及び創造を目指して取り組んでいく必要があります。

このような認識のもと、私たちすべての者が協働して健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保

するとともに、これが将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することにより、人と自然とが共生でき、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全及び創造され、並びに自然環境が適正に保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全及び創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした環境が創造されること。
- (4) 資源の循環型利用を推進し、エネルギーの有効利用を図るとともに廃棄物の減量の推進が図られること。
- (5) 地球の温暖化防止等の地球環境の保全が図られること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知立市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

ために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を環境基本計画に反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第 20 条に規定する知立市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第 9 条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成等)

第 10 条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 3 章 環境の保全及び創造に関する推進施策

(公害の防止等)

第 11 条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第 12 条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 13 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第 14 条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止等に関する施策の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 15 条 市は、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造について理解を深めるため、学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 16 条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第 17 条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査、監視等の整備)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、当該施策を適正に実施するために、監視等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うように努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 の規定に基づき、知立市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項

- (2) 一般廃棄物の減量等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体及び事業所を代表する者
 - (3) 公募市民
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任を妨げないものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例の廃止)
- 2 知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例(平成14年知立市条例第15号)は、廃止する。
(知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)
- 3 知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年知立市条例第14号)の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「知立市廃棄物減量・環境保全審議会」を「知立市環境基本条例(平成19年知立市条例第10号)第20条に規定する知立市環境審議会」に改める。

〇知立市環境審議会規則

平成19年3月27日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市環境基本条例(平成19年知立市条例第10号)第20条第7項の規定に基づき、知立市環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理をする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

〇知立市あき地環境保全条例

平成4年12月22日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂した雑草などを除去し、生活環境の保全を図り、かつ、犯罪、災害等を防止し、もって健康で文化的な市民生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「あき地」とは、住宅及び事業所周辺において、現に人が使用していない土地及びそれと同様の状態にあるもの、並びに資材その他の野積場をいう。

2 この条例において、「不良状態」とは、雑草などが繁茂することにより、害虫の発生源になったり、ゴミの不法投棄を誘発したり、又は犯罪や火災の発生を誘発するなど、市民の衛生、安全など生活環境に支障をきたす状態をいう。

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該あき地が不良状態にならないよう雑草などを除去し、常に適正な維持管理をしなければならない。

(指導、勧告)

第4条 市長は、あき地が現に不良状態にあるとき、又は不良状態になるおそれのあるときは、当該所有者等に対して必要な指導をし、又は不良状態の除去に必要な措置を期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

第5条 市長は、所有者等が前条の勧告を履行しないときは、期限を定めて当該あき地の不良状態の除去について必要な措置を命令することができる。

(委託)

第6条 所有者等は、自ら不良状態の解消ができないときは、市長にこれを委託することができる。

2 前項の委託に要する費用は、所有者等の負担とする。

(除去の代行)

第7条 市長は、第5条の措置命令を受けた所有者等が履行期限を経過しても当該措置命令に係る不良状態を除去しないときは、市長は、職員又は第三者をして所有者等のなすべき行為を代行させ、その費用を所有者等から徴収することができる。

2 前項に規定する行為の代行の手続きは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定を適用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

○知立市環境美化推進条例

平成 23 年 3 月 25 日 条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに動物のふん害を防止するとともに、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 4 項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建築物その他の工作物をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、実施するに当たっては、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の適切な参加の方策を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、互いに助言し、協力し合い、自主的な活動により、地域の環境美化を推進し、快適な生活環境を保全するよう努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化推進市民行動の日)

第 5 条 清潔で美しいまちづくりについて市民等の関心と理解を深めるため、環境美化推進市民行動の日（以下「市民行動の日」という。）を設ける。

2 市民行動の日は、市長が定める日とする。

3 市は、市民行動の日には、市民等の参加による事業を実施するものとする。

(空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止)

第 6 条 何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第 7 条 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）により飲食物を販売する者は、空き缶等が散乱しないよう規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第 8 条 何人も、その飼養し、又は保管する動物のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(犬及び猫の管理)

第9条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。

2 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。
(土地の管理)

第10条 土地（知立市あき地環境保全条例（平成4年知立市条例第22号）第2条第1項に規定するあき地に該当する土地を除く。以下同じ。）を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物、雑草その他の物により著しく周辺の環境を損なわないよう当該廃棄物、雑草その他の物を適正に処理するとともに、市が実施する環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境美化指導員)

第11条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、環境美化指導員を置く。

(1) 第13条及び第14条の規定による指導、勧告及び命令に関すること。

(2) 地域の環境美化に係る報告、普及、啓発等に関すること。

(環境美化推進員)

第12条 市長は、市民等のうちから環境美化推進員を選任し、前条第2号に掲げる事項を委嘱することができる。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

(1) 第6条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者

(2) 第7条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に維持管理しない者

(3) 第8条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者

(4) 第9条第1項の規定に違反してその飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者

(5) 第10条の規定に違反してその所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物、雑草その他の物を適正に処理しない者

(命令)

第14条 市長は、前条第1号から第3号までに掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、第13条第2号に掲げる者が前条の規定による命令を受けて当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第13条第1号又は第3号に掲げる者で第14条の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(知立市空き缶等散乱防止条例の廃止)

2 知立市空き缶等散乱防止条例（平成7年知立市条例第43号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした前項の規定による廃止前の知立市空き缶等散乱防止条例第4条第2項の規定に違反する行為に対する勧告及び公表の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

知立市民の誓い

かきつばたの花、街道の松並木。

歴史と伝統にはぐくまれた、明るく住みよい知立市の発展をめざし、ここに、わたくしたちは市民の誓いをさだめます。

1. 交通道徳を守り、安全なまちをつくります。
1. 健全な環境をつくり、若い力を育てます。
1. 感謝の心をもち、明るい家庭を作ります。
1. 公共物を大切にし、美しいまちをつくります。
1. 教養を高め、文化の向上につとめます。

令和4年度版 知立の環境

令和4年8月発行

編集 知立市市民部環境課

〒472-8666

愛知県知立市広見三丁目1番地

電話 (0566)95-0154

FAX (0566)-83-1141(代)

URL <https://www.city.chiryu.aichi.jp/>

Eメール kankyo@city.chiryu.lg.jp

発行 知立市